

陳情第 3 号

長崎奉行所西役所等遺跡群の
調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 VI

(サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)

2020年(令和2年)2月28日 金曜日

長崎市議会議長 佐藤正洋 様

陳情人

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭



連絡先 携帯電話



2020年(令和2年)2月

内 容

第一部 遺跡について

第二部 遺跡

I. 遺跡

II. 遺跡と風土と文明、又、私達人類の公共と私達人類の選択、又人類の分断

III. 遺跡、その存在の性格と関連事象について

IV. 遺跡たる事象

V. 日本地域について

VI. 長崎地域とその遺跡について

VII. 私達 当会より、皆様への、提案と要望について

VIII. 長崎地域の遺跡への提案と要望

IX. 長崎地域の特定の個別の遺跡群について

一. 長崎地域の浦上地区遺跡群について

二. 長崎奉行所西役所等遺跡群の調査と活用について

三. 長崎地域の桜町地区遺跡群について

四. 養生所/(長崎)医学校等遺跡 (“佐古の丘の地形”、“中核区域”、“運用区域”、“関連区域”) について

X. その他

XI. 添付資料

以上

長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情 VI (サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)

第一部 遺跡について

私達 当会は、私達 現代の人類が活動する土地の全体が、重層的な、ジオ サイト、並びに、遺跡である、と認識します。

(ジオ サイト : geosite : ……ジオ サイトとは、ひとつの景観、地形グループ、単独の地形、岩石の露頭、化石床あるいは化石が存在する場のことである。…… : Wikipedia「ジオツーリズム」最終更新 2017年11月5日 (日) 06:28)

私達 当会は、私達 現代の人類について、私達 現代の人類が、ジオ サイト、並びに、遺跡に居住し、又、活動している、との認知が、私達 人類の存在にとって、一つの始原となる、と仮定します。

私達 当会は、皆様に、遺跡の地に於いては、遺跡たる事象を優先して、様々な行為を認識すること、を提案し要望します。

私達 当会は、遺跡について、人類の抽象たる概念又主観に起因して生起する行為を離れ、又は、断絶し、宇宙と地球に於ける、人類並びに人類に関係する事象に関し、唯一の、痕跡ではあるが客観的普遍的包括的絶対的な意味の記録たる、同時に、具象たる事象である、と仮定します。

私達 当会は、遺跡に関し、(i) 私達 当会は、遺跡について、宇宙と地球の人類の移動と行為行動の範囲の拡大に伴い、様々な人類の相互の“共通の体験”となり、それぞれの人類相互の理解を得る契機となる、(ii) 私達 当会は、遺跡について、その土地に共伴して具象であり、人類の概念を断絶することで、人類に関わる事象のうち唯一の絶体である事実であり、各地域やその人類の“関係”や“交流”、“結びつき”や“多様性”、即ち、人類の事象の在り方の「実態」を、私達 人類に対して、直接に「証徴」する、(iii) 私達 当会は、遺跡について、遺跡に関し、宇宙と地球の人類の、異なる地域の、又、多様な文化の、又、異なる個人の、人類の“共同作業”を形成することで、それぞれの人類相互の理解と信頼を形成する契機となる、と理解します。

私達 当会は、遺跡について、私達 人類、又、宇宙と地球の地域とその人類の、オリジン(origin: 始原、源、由来、根源、始まり、起源、発祥、発端、源泉、発生、出所、出発点、原点)とオリジナリティ(originality: 独自性、独創性、真性)を証徴する、と理解します。

私達 当会は、遺跡について、人類の存在に由来する人類自身と風土又その各要素相互の関係の様々な均衡、又は、最適な均衡の痕跡、さらに、人類の概念たる真善美の多様な体现の可能性の痕跡として、之を仮定します。

私達 当会は、遺跡について、人類の営為の歩みに関する事象の忘却による不可逆性に対して、人類世界に於ける唯一の、可逆性への担保である、と仮定します。

私達 当会は、遺跡について、私達 人類が、人類の主観を離れ、人類の世界を、人類の客観に於いて観る、具象、構造、装置、と仮定します。

私達 当会は、遺跡について、人類の「社会的共通資本」、と認識します。

(「社会的共通資本」は数理経済学者 宇沢弘文氏(1928年7月21日-2014年9月18日)が提唱する概念)

私達 当会は、その地域の遺跡や他の文化財が、その地域と人類の世界、又は、その地域と人類の世界の人類の関係性を顕わし、その地域と世界の人類の、広範な、文化経済活動の基盤足り得る、と仮定します。

私達 当会は、広く皆様に、私達 人類の活動空間において、遺跡と遺跡としての存在とその存在の在り方を、認知、調査、保存、活用、公開、整備、継承 すること、を提案し要望します。

私達 当会は、特定の当該の事象並びに現象について、当該の事象並びに現象に関係する人類が之を大切にしようとする気持ちが、他の人類の共感を誘導し、そこに祝祭、即ち、喜びと悲しみの共感、が生起する、と仮定します。

私達 当会は、この私達 人類の祝祭への作用が、遺跡の保全、即ち、遺跡の遺跡としての認知と調査と保存と公開と継承と活用、又、全ての文化財の保全の構造である、と仮定します。

私達 現代の人類、又は、現代の人類の個体は、個別の文化財、又は、その文化財に関連する財に、私達 人類の祝祭を発見し、又は、形成することができるでしょうか？

私達 当会は、皆様に、私達 人類について、現生人類たる人類種の出現以来の人類の生産行為と、人類又は人類の個体の自己たる人類、又は、人類又は人類の個体の他者たる人類、又は、人類又は人類の個体の他者たる非人類 である宇宙と地球の諸事象のオリジン(origin: 始原、源、由来、根源、始まり、起源、発祥、発端、源泉、発生、出所、出発点、原点)乃至オリジナリティ(originality: 独自性、独創性、真性)、との関係を積極的に認知し、当該認知に由来する認識と行為を私達 人類に於いて広く顕現すること、を提案し要望します。

私達 当会は、私達 現生人類たる人類種の生産行為につき、之を生物種の捕食と区別し、諸事象の改変であり、人類にとっての諸利便であり、同時に、人類の存在上のオリジナリティである、と仮定します。

私達 当会は、私達 人類の主題について、人類又は人類の個体の自己たる人類のオリジン乃至オリジナリティと、人類又は人類の個体の自己たる人類、又は、人類又は人類の個体の他者たる人類、又は、人類又は人類の個体の他者たる非人類 である諸事象のオリジン乃至オリジナリティの相克である、と仮定します。

五行思想(古代中国に端を発する自然哲学の思想: Wikipedia「五行思想」最終更新 2020年1月21日(火) 08:21)では、諸事象について、相生、相克、相侮、相乘、比和、勝復などの関係を、付与すると云います。

私達 人類は、私達 人類が関与する、諸事象の夫々のオリジン乃至オリジナリティの関係を、相克の関係から、相生の關係に、転換し得るでしょうか？

私達 人類は、何を、選択するでしょうか？、又は、何を、選択することができるでしょうか？

私達 当会は、私達 人類の遺跡と歴史の真実について、之を、私達 人類の存在の本源で在り得る、と認識します。

私達 当会は、遺跡と歴史の真実が、私達 人類の遺跡の最大の活用となる、と認識します。

私達 当会は、遺跡の活用について、皆様に、私達 人類の芸術による、ことを提案し要望します。

(「リベラル・アーツ」: リベラル・アーツ(英: liberal arts)とは、ギリシャ・ローマ時代に理想的な源流を持ち、ヨーロッパの大学制度において中世以降、19世紀後半や20世紀まで、「人が持つ必要がある技能(実践的な知識・学問)の基本」と見なされた自由七科のことである。具体的には文法学・修辞学、論理学の3学、および算術、幾何(幾何学、図形の学問)、天文学、音楽の4科のこと。…なおの本後の「藝術」という言葉はもとも、明治時代に啓蒙家の西園によってリベラル・アートの訳語として造られたものである。…プラトンは…ところが、古代ギリシア社会においては…その後、ローマ時代の末期の5世紀後半から6世紀にかけて、7つの科目からなる「自由七科」(septem artes liberales)として正式に定義されるに至ったのである。…哲学はこの自由七科の上位に位置し、自由七科を統治すると考えられた。哲学はさらに神学の予備学として、論理的思考を教えるものとされる。この自由七科の編成は、キリスト教の理念に基づき教育内容を整えるため、ギリシャ・ローマ以来の諸学が集大成されたものと見られることもできる。…: Wikipedia「リベラル・アーツ」最終更新 2020年2月15日(土)14:11)

私達 人類は、私達 人類の活動の空間に於いて、この土地の遺跡が送り続けるメッセージを受けとめることが出来ているでしょうか？ 遺跡は、人々のそして現代の私達の生と死の証です。

第二部 遺跡

I. 遺跡

遺跡は、一般に、人類の(過去の)活動の痕跡と認識され、遺構と遺物より構成され、一定の土地の範囲又は空間の範囲として把握されます。

II. 遺跡と風土と文明、又、私達人類の公共と私達人類の選択、又人類の分断

<遺跡と風土と文明>

- (1) 私達当会は、遺跡について、宇宙のその土地、地域の風土にとって、自然の存在、人類の存在(その肉体、意識、知能、言語、文字、視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚、記憶、概念、行為)に次いで、第一義の存在である、と理解します。
- (2) 私達当会は、遺跡とは、逝きし者、逝きし者達、死者が、その時、そこに見た、その風景を、今、私達自身が見ている、と云うことである、と認識します。
- (3) 私達当会は、風土とは、逝きし者、逝きし者達、死者のことを考える、逝きし者、逝きし者達、死者の言葉を聞く、逝きし者、逝きし者達、死者と行き通う、その環境、社会的状況、制度がある、それが私達人類の生活とその空間に生きている、と云うことである、と仮定します。
- (4) 私達当会は、風土について、人類が社会的に活動するその土地に於いて、宇宙の自然と人類の事象が、死者の存在を含めて、完全に、共存の状態にある、と仮定します。
- (5) 私達当会は、私達人類が、私達人類の世界に、複数の文明を認識するならば、風土は、人類の文明の本源的形態である、と認識します。
- (6) 私達当会は、少なくとも、人類のアフリカ、アジア、オーストラリア、南アメリカ地域では、風土に於いて、既に、持続可能(sustainable: サステイナブル)な社会が、達成されている、と仮定します。

<私達人類の公共と私達人類の選択、又人類の分断>

- (7) 私達当会は、公共について、“皆が関わる他者”であり、同時代の人類の各個(自己)への便益の還元(又は、その総体)というより、未来の人類への社会的共通資本への投資への選択である、と認識します。(社会的共通資本は、数理経済学者 宇沢弘文氏 の概念です)
- (8) 私達当会は、人類の様々な“分断”が形成する人類の不幸に関して、人類の公共、即ち、“皆が関わる他者”、例えば、風土、又風土の再生、文化、遺跡、人類の歴史の理解、現代の文明の完成(私達当会は、現代の文明について、持続可能(sustainable: サステイナブル)な社会が達成されていないとすれば、現代の文明は未完成である、と認識します。)の保存、継承、形成への、多様な人々の参加が、人類の様々な“分断”を緩和する、と仮定します。

III. 遺跡、その存在の性格と関連事象について

私達当会は、遺跡について、以下、その性格やその他の関係する事象について理解し、又は留意します。

1. 人類の意図性に対照する非意図性、並びに、人類の空間と構造の囲い込みに対照する空間と構造の開放性 [遺跡の存在: 根源的な公共の空間]
2. 地形、地勢と遺跡との関係性 [又、遺跡とその関係する環境のランドスケープ]
3. 遺跡、又非遺跡の空間と共に、空間の諸関係性の連絡 [私達当会が提案する“再興空間主義宣言”]
4. 地球時代と人類時代、並びに、日本地域への現生人類到達以来の三万年の出来事と変化と人類の伝統 [歴史]
5. 地理、地政、事象の伝播と移動、人工工作との関連性 [ネットワーク、又、各事象のランドスケープ]
6. 芸術と学術とその市場、又、祝祭による遺跡の活用 [遺跡、哲学、芸術、行為、神話、学術、生と死、祝祭の諸関係(又は、宗教)は、人類の存在を媒体に近接しています]
その土地、地域の地勢と遺跡群を再整備しつつ、歴史に倣い、人類の、文化、芸術、伝統、学術の活動、並びに、発信の舞台として活用する。同時に、国際音楽祭、国際芸術祭、国際写真祭、国際映画祭、国際演劇祭、各種国際学会等(アカデミアのイベント)、国際アートフェスティバル等(市場)を企画開催し、即ち、その土地、地域の自然と地勢と遺跡と歴史、又、現代の地政の活用を、広範に芸術と学術とその市場、又、祝祭による。
7. 人類の生活空間に於ける、人類の風土、文化、文明、民俗の自律的展開とその維持 [人類の活動]

IV. 遺跡たる事象

1. 人類の非意図たる事象、人類の意図たる事象、遺跡、空間の性格と構造、人類にとっての意義

(1) 人類の非意図たる事象、人類の意図たる事象、遺跡

- ①私達当会は、宇宙の自然と人類の事象について、人類の非意図たる事象、人類の意図たる事象、を認識します。
- ②私達当会は、遺跡について、人類の非意図たる自然、人類の意図たる人工、人工でありながら、人類の当該事象への意図(発現や目的や機能)の消滅、忘却、時に、埋土による忘却によって、人類の非意図たる遺跡、自然と人工の中間に位置する第三の存在の性格を有する希少で特異な事象、を認識します。

(2) 遺跡、空間の性格と構造、人類にとっての意義

- ①私達当会は、遺跡について、空間の性格、構造として、現代の西洋文明に係る人類に関する空間が、概ね、意図と囲い込み、閉鎖、であることと対照し、非意図と開放である、と認識し、理解します。
- ②私達当会は、遺跡について、遺跡の存在と空間の構造の、非意図と開放が、遺跡を、人類にとって、根源的な公共の空間とする、と理解します。

2. 遺跡の認知、調査、保存、活用、公開、整備、継承について

(1) 私達 当会は、遺跡について、之を、認知し、調査し、保存し、活用し、公開し、整備し、継承する、とは、遺跡の存在の性格と構造の非意図と開放、根源的な公共の空間を、認識し、保存し、活用し、継承することである、と理解します。

(2) 私達 当会は、遺跡について、之を、認知し、調査し、保存し、活用し、公開し、整備し、継承する、とは、遺跡の存在の性格と構造の非意図と開放、根源的な公共の空間に“寄り添う”ことである、と理解します。

3. 遺跡、歴史、考古学、人類の文化

遺跡は、人類の事実の解釈たる歴史と同じ事象ではありません。

遺跡は、生きる者の詩、文学、芸術、時に音階であり、死者の魂かもしれません。

私達 当会は、遺跡を歴史と考古学と建築のみで規定することはできない、と理解します。

4. 現代と人類の活動、歴史と空間に開かれた「窓」

「窓」：私達 当会は、私達が認知する宇宙の事象は、私達 人類が、私達 人類の肉体、意識、知能、言語、文字、視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚、記憶、概念、行為、即ち、人類という「窓」を通して感知する極めて一部の不確かな概念である、と理解します。同時に、私達 当会は、現代の様々な事象について、人類の過去、現在、未来の連続の関係に開かれた部分たる「窓」として限定された事象と理解し又現代の人類はその関連に於いて行為すると理解します。私達 当会は、皆様に、私達 現代の人類が、遺跡のジェノサイドを停止し、アフリカから地球の全土に拡散する人類の活動たる過去から現代又未来への歴史とその空間たる遺跡の「窓」たる諸関連により限定された事象とその空間に行為する限定された存在であることを認識すること、を提案し要望します。

5. 人類の文化と人類の経済

私達 当会は、人類の文化とその活動が、人類の経済に、その形質と速度を与えている、と仮定します。

6. 遺跡の活用(人類への還元)

私達 当会は、皆様に、遺跡の活用(人類への還元)について、芸術と学術とその市場によることを提案し要望します。

遺跡、哲学、芸術、行為、神話、学術の諸関係は、人類の存在を媒体に近接しています。

私達 当会は、皆様に、その土地、地域の地勢と遺跡群を再整備しつつ、歴史と土地の利用の履歴に倣い、人類の、文化、芸術、伝統、学術の活動、又、発信の舞台として活用する、同時に、国際音楽祭、国際芸術祭、国際写真祭、国際映画祭、国際演劇祭、各種国際学会等(アカデミアのイベント)、国際アートフェスティバル等(市場)を企画開催し、即ち、その土地、地域の自然と地勢と遺跡と歴史、又、現代の地政の活用を、広範に芸術と学術とその市場によること、を提案し要望します。

7. 遺跡へ

私達 当会は、遺跡が、空間であると認識される処、当該の事象を遺跡と認知すること、又、之による、当該の遺跡の調査、保存、活用(人類への還元)、公開、整備、継承について、人類が、今より後、当該の遺跡の空間にどのような形質を与えるか、人類の活動が当該空間にどのような様に関与するか、当該の活動は経済にどのような形質と速度を与えるか、当該の事象が宇宙の自然と人類の存在と遺跡の存在の相互関係と理解し得る当該の風土にどのような形質と変化を構成するか、それは人類の文化財、遺跡として本義であるか、それは人類の風土として本義であるか、それは人類にとって好ましいのか、私達 人類は何を選択するのか、との考察に対し、之を必然の事象、と理解します。

私達 当会は、皆様に、遺跡とその存在、又は、範囲に対し、遺跡の外(そと)に現代の機能と目的を整備し獲得し、未来の構成について、様々な事象の全き共存と共栄を実現することを、提案し要望します。

8. 遺跡、文化財等への人類の行為について

(1) 私達 当会は、人類の意図たる事象について、解釈が成立し、又、収集が在り得る処、人類の非意図たる事象について、解釈は成立せず、又、事象の本義上の破壊と改変と移動を伴う収集が元来在ってはならず、人類の非意図たる事象について、事実の存在の認知、又、保存と修復が在り得る、と理解します。

(2) 私達 当会は、人類のアフリカから世界への拡散と共に拡散し存在する遺跡を、蒐集し陳列する博物館概念に嵌合してはならない、と理解します。

(3) 私達 当会は、人類の非意図たる事象が、人類の意図たる事象の取扱いへの擬制的取扱いによって、その本義上に於いて損壊する事態がある場合、その経緯を探索することは勿論、様々な政治上経済上の対応は云うに及ばず、本義に於ける原状回復、本義に於ける発展的展開が閉鎖されることがあってはならない、と理解します。

(4) 私達 当会は、遺跡への行為や、事象の博物館その他への収蔵に関して、事象の本義上の損壊が、在り得ると理解します。

9. 遺跡、人類の必然

(1) 私達 当会は、私達 人類の活動の痕跡が、私達 人類の活動空間に遺存し、私達 人類が之を遺跡と認識することについて、私達 人類の必然である、と認識します。

(2) 私達 当会は、私達 人類が、私達 人類の必然たる遺跡を破壊することについて、即ち、直ちに、之を、私達 人類の必然を破壊することに他ならない、と理解します。

V. 日本地域について

私達 当会は、日本地域について、アフリカより世界に拡散する人類の当該地域への到達より以降、先史時代から、世界、又は、インド洋、南シナ海、フィリピン海、東シナ海、黄海、日本海、オホーツク海、太平洋、を囲む近隣地域の様々な文化圏又日本地域に関する、島伝いの、琉球、薩摩、肥前、長崎、蝦夷、東北、日本地域、との地政に在る、と理解します。

私達 当会は、日本地域について、「海と島と船と陸と空、人類の到達以来、世界と繋がる地政、もう一つの“鎖国”」とも表現できる、と理解します。

VI. 長崎地域とその遺跡について

私達 当会は、長崎地域について、先史時代から近代まで、世界、又は、インド洋、南シナ海、フィリピン海、東シナ海、黄海、日本海、オホーツク海、太平洋、を囲む近隣地域の様々な文化圏又日本地域に関する地政上の結節となる地域であり存在である、と理解します。

私達 当会は、地政上の結節となる地域であり存在としての事象が、長崎地域に原子爆弾による被爆を誘引した、と理解します。

私達 当会は、長崎地域の遺跡について、例えば、先史時代の支石墓から、近代の終焉となる原子爆弾被爆の遺跡まで、第一義に、且つ、一貫して、地政上の遺跡である、と理解します。

VII. 私達 当会より、皆様への、提案と要望について

1. 私達 当会は、皆様に、遺跡への対応について、本義に於いて、本紙の第二部一I. からV. の範囲に於いて、行為することを、提案し要望します。

2. 私達 当会は、皆様に、長崎地域の遺跡への対応について、本義に於いて、本紙の第二部一I. からVI. の範囲に於いて、行為することを、提案し要望します。

VIII. 長崎地域の遺跡への提案と要望

私達 当会は、皆様に、人類の活動空間に於いて、遺跡を認知し、現状保存し、精神と行為、流行と娯楽、芸術とコミュニケーション(美)、学問と良心(真:哲学、学術と善:政治)、並びに、伝統と歴史により、遺跡とその存在を活かし、遺跡の外(そと)に現代の機能と目的を整備し獲得し、様々な事象の全き共存と共栄を実現することを、提案し要望します。

私達 当会は、人類の文化とその活動が、人類の経済に、その形質と速度を与えている、と仮定します。

1. 日本地域と地球の人類の世界

①世界の日本への憧憬(中国 秦の徐福の伝説、マルコ・ポーロ『東方見聞録』、地下資源(金と銀と銅、硫黄))

②日本開国(長崎による日本開国/西欧世界の東回り航路(インド洋-東シナ海)と西回り航路(大西洋-太平洋)の最後の接点の連絡の完成:資本主義世界の地球の一周、世界の一体化の完成/明治の日本の存在を経由して西洋の近代国民国家の人類世界の諸地域への地球規模の拡散の契機、始点として端緒)

(1858年のエンゲルス宛マルクスの書簡の一節:「ブルジョア社会の固有の任務は、世界市場及びその基礎の上に立つ生産を作り出すことである。世界は円形であるから、このことはカリフォルニア並びにオーストラリアの植民地化と支那並びに日本の開放によって結末に至ってきたと考えられる。」羽仁五郎『明治維新史研究』1956年P.94【世界の一体化】)

③日本の明治の近代国民国家の存在、形成と存続(西洋の近代国民国家の人類世界の諸地域への地球規模の拡散の契機、存在として端緒:現代の地球規模の人類の世界に至る最初のモデル(model:模型、規範、典型)の実現、世界標準となる事象の獲得)

④日本への不理解（「日本は特別だ」：非西欧に於ける非野蛮の存在：例外としての存在（例外の理解は不要））

（「日本は特別だ」：『シリーズ・グローバルヒストリー① グローバル化と世界史』2018年3月26日初版 羽田正 東京大学出版会 P110「第4章 グローバル化時代の人文科学・社会科学、2 これからの日本の人文科学・社会科学、外国語での成果発表」）

⑤世界に於ける近代西洋との概念とその様式、又、態様の再確認と検証と再評価の契機（原爆被爆の遺跡）

⑥人類の過去と現代と未来（遺跡の具象としての保存と継承と活用を基層とした、人類世界の具体である人々の行為としての歴史解釈その他の諸概念の再確認、検証、認識作業の継続）

2. 私達 当会は、日本地域と地球の人類の世界との関係に於いて、長崎地域が、通時的共時的に、優れて特異な結節の状況を形成していると理解します。

3. 私達 当会は、皆様に、以下の遺跡、並びに、関係する概念について、認知し実現することを提案し要望します。

(1) 『長崎国際歴史文化都市構想』（2019年(平成31年)1月18日 金曜日 以降数次改訂 養生所を考える会 代表 池知和恭）

私達当会は、皆様に、私達 人類が、長崎地域の地球時代—先史時代以来の特異な自然と地勢と遺跡と歴史、又、現代の地政を、現代の人類にとっての長崎地域の在り方に、積極的に活かし、地球規模の人類世界に於いて国際的な位置づけを実現し、この土地の生活に於いて特徴的な現代の風土を形成すること、その措置をとること、を提案し要望します。

①「先史時代/古代福田氏/中世肥前丹治比氏(戸町氏・永崎氏・大浦氏・矢上氏・時津氏・大串氏等)等遺跡群」 ②「都市長崎遺跡」(ローマ・カトリックと日本人による城塞都市、長崎奉行の近世城下町、中世、近世、近代、現代へ)

③「日本開国(その母胎、転回の起動力、最初の唯一の玄関、資本主義の経済圏(世界市場)の地球の一周の完結【世界の一体化】、明治の日本を通じて主権国民国家の地球規模の拡散の端緒(普遍と特異、一体と個別、非野蛮の顕在、多様性顕在の端緒)】

(1858年のエンゲルス宛マルクスの書簡の一節：「ブルジョア社会の固有の任務は、世界市場及びその基礎の上に立つ生産を作り出すことである。世界は円形であるから、このことはカリフォルニア並びにオーストラリアの植民地化と支那並びに日本の開放によって結末に至ってきたと考えられる。」羽仁五郎『明治維新史研究』1956年 P.94 【世界の一体化】)

④「長崎キリシタンの里構想」 ⑤「浦上キリシタンの里構想」 ⑥「長崎原子爆弾被爆遺跡整備構想」

⑦「長崎国際第二中華街構想」(市南部：柳埠頭にて行政による第二バース(berth)設置を基盤とする外資による【開発型観光】)

⑧『長崎中央緑地計画構想』(都市長崎のバックボーン(backbone)の提示：立山地区—「小菅修船場遺跡」間の緑地帯による連絡) ⑨ 水辺の森『長崎音楽堂構想』

⑩ 長崎地区遺跡群の現状保存を第一とする砂町地区への第二遺跡帯/本町の稲地区への第三遺跡帯：抽象芸術分野との連携を期待 『長崎アーツセンター(Nagasaki Arts Senter)構想』

(2) 『再興空間主義宣言』(2019年(令和元年)6月29日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭)：遺跡、又非遺跡の空間と共に、空間の諸関係性の連絡

(3) 『遺跡とそのランドスケープ(landscape)の選択』(2019年(令和元年)9月27日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭)：自然、遺跡、建築、都市のランドスケープ、言語としての疎通

(4) 『「社会的共通資本」並びに「社会的共通資本」としての“遺跡”』(2019年(令和元年)9月28日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭)

『数理経済学者 宇沢弘文氏、そして“社会的共通資本”としての医療』(資料：2019年(令和元年)9月28日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭)

：私達 当会は、宇沢弘文氏が提案する『社会的共通資本』(Social Common Capital)概念により、遺跡が人類の『社会的共通資本』である、と理解します。

IX. 長崎地域の特定の個別の遺跡群について

(一. 長崎地域の浦上地区遺跡群について)

(二. 長崎奉行所西役所等遺跡群の調査と活用について)

(三. 長崎地域の桜町地区遺跡群について)

(四. 養生所/(長崎)医学校等遺跡 (“佐古の丘の地形”、“中核区域”、“運用区域”、“関連区域”) について)

私達 当会は、皆様に、長崎地域の変化に富む地勢と重層し輻輳する遺跡群を再整備しつつ、歴史と土地の利用の履歴に倣い、人類の、文化、芸術、伝統、学術の活動、又、発信の舞台として活用する、同時に、国際音楽祭、国際芸術祭、国際写真祭、国際映画祭、国際演劇祭、各種国際学会等（アカデミアのイベント）、国際アートフェスティバル等（市場）を企画開催し、即ち、長崎地域の優れて特異な自然と地勢と遺跡と歴史、又、現代の地政の活用を、広範に芸術と学術とその市場、又、祝祭によること、を提案し要望します。

養生所/(長崎)医学校等遺跡の範囲

2018年(平成30年)2月27日 養生所を考える会 代表 池知和恭

2018年(平成30年)2月27日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

私達は、当該遺跡の範囲について、下記(1)“佐古の丘の地形”(2)“中核区域”(3)“運用区域”(4)“関連区域”より構成されると考えます。

(1) 養生所/(長崎)医学校等遺跡が位置する“佐古の丘の地形”

[現在の西小島1丁目、西小島2丁目、稲田町、館内町、籠町、船大工町、寄合町、道路/通路を含む一帯]

- ・ポンペ・ファン・メルデルフォールト氏は、養生所の建設にあたってその建設場所について「新鮮な空気が通る、清潔な水の豊富な小高い丘の上で、街の外であるが病人の運搬に便利な場所」と献策しました。
- ・私達は、ポンペ氏の長崎での病院建設への献策は、当時の世界に於ける又は長崎に於ける諸状況の下に近代病院運営の体系/仕組(system)として提言されたと理解します。
- ・当該遺跡の立地は、ポンペ氏が示した献策に一致する態様を具えています。
- ・私達は、当該遺跡の立地である“佐古の丘の地形”を、当該近代病院の運営の体系/仕組(system)を具体化する実体として、当該遺跡の要素であり、当該遺跡の範囲と考えます。
- ・“佐古の丘の地形”は、大規模な開発事業による大規模な破壊がなく、当時の状況を良く遺存しています。

(2) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の“中核区域”

[現在の西小島1丁目の旧長崎市立佐古小学校の敷地及び外周道路(市道西小島稲田町1号線、市道西小島2号線、市道西小島館内町1号線、市道稲田町6号線、旧病院敷地の東道路及び南道路)及びその南部の西小島2丁目の一角及び可能性として長崎市道稲田町6号線の北部でその西に隣接する稲田町の一部]

[長崎市西小島佐古16番、15番、14番、14番-2、17番-2、17番-4、18番-2、1106番、その外周道路(17番-3、18番-3を含む)、59番-2、59番-3、59番-4、可能性として長崎市稲田町44番の一帯]

- ・江戸期の養生所(病院、医学所)、精得館(医学所、病院、分析研究所)、明治期に入り長崎府医学校(及び病院)を経て第五高等学校医学部とその分教場(第五高等学校医学部、長崎医学専門学校の時代を含む)、明治期の梅毒病院から昭和期の小島病院へと推移した建物敷地及び当該敷地に接する又は内包する当該施設に由来する道路。
- ・一帯の西部にヘルツの居宅である蓋然性が高い平屋建洋館を含み、一帯の東部の二階建洋館も医学校関係者の居宅である可能性があります。
- ・この状況は、遺跡の地上遺構、文献資料、複数の医学校の図面、複数の精得館から第五高等学校医学部とその分教場、梅毒病院から小島病院の写真より理解できます。
- ・ヘルツの居宅については、Prof. Harmen Beukers が提示する De Bataafsche Leeuw, Amsterdam, 1987—Teacher among the Japanese—Letter by Dr. K. W. Gratama considering his stay in Japan 1866—1871—130p 1871—“Tuesday, May 11 及び a letter (by Escher) 23. 09. 1873 によりその蓋然性が高いと理解できます。

(3) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の“運用区域”

[現在の稲田町の北部の館内町の東に隣接する一帯]

[長崎市稲田町39番、40番、41番、42番、43番、44番、45番、46番、47番、48番、49番]

- ・菜園と果樹園と初期の体操場とその付帯施設として運用されたと推測する一帯。
- ・この状況は、慶応年間の複数の精得館の写真、明治四年頃の医学校の写真、明治10～11年頃の医学校の写真より理解できます。

(4) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の“関連区域”

[現在の西小島1丁目と籠町と船大工町の旧大徳寺境内、梅香崎天満宮と大楠神社及び大楠一帯]

[長崎市西小島町佐古1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、籠町の一部]

- ・振源隊墳墓地、明治三年から明治四年英医ニュートンが梅毒病院を運営、エッシャーが自身の日記で一帯をスクールガーデンと言及、佐古招魂社(梅香崎墳墓地)、勅使坂、明治12年に大徳寺庫裏跡一帯に長崎病院が竣工(大正期に橋本大徳園として整備し公開)した区域。
- ・医学校関係者が一帯を親しむ様子は、Prof. Harmen Beukers が提示する Diary of Escher 及び a letter (by Escher) 23. 09. 1873 により理解できます。
- ・古写真の大徳寺跡一帯の木陰に時期によりいくつかの洋館である可能性がある映像を確認できます。これが洋館であれば医学校関係者の居宅である可能性があります。

長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲

2019年(令和元年)11月21日 養生所を考える会 代表 池知和恭

養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より

2019年(令和元年)11月21日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲について、以下、認識します。

1. 長崎奉行所西役所等遺跡群の中核区域

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の中核区域について、①長崎奉行所西役所等遺跡、②サン・ペトロ教会(スペイン系のフィリピン由来の托鉢修道会と地域司祭の教会:旧外浦町)等遺跡(長崎奉行所西役所等遺跡の北東隣接地一帯)、③大波止遺跡、④長崎奉行所西役所等遺跡に関連する、即ち、隣接する、又は、一帯の築地遺跡、を認識します。

2. 長崎奉行所西役所等遺跡群の狭義の範囲

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の狭義の範囲について、中世後期から江戸初期の地政上意義であり、行為された、①長崎の岬の丘の上の、岬の教会及び広場一帯を中心とする要塞(石垣)と三ノ堀の内のローマ・カトリックと有馬氏と大村氏等日本人によって形成された西洋式の城塞都市(後に云う内町)の遺跡、②大波止遺跡、③当該の西洋式の城塞都市(後に云う内町)に関連する、即ち、隣接する、又は、一帯の築地遺跡、を認識します。

3. 長崎奉行所西役所等遺跡群の中範囲

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の中範囲について、江戸期の地政上意義であり、行為された、①長崎奉行所西役所等遺跡群の中核区域、②市街築地、③切支丹、④出島、⑤新地倉地、⑥唐人屋敷、⑦丸山町、寄合町、⑧長崎奉行所立山役所、岩原目付屋敷、安禅寺、東照宮、立山稲荷、⑨大徳寺、⑩各藩屋敷、⑪烽火台、⑫番所、⑬台場、陣地、木戸、⑭外国人墓地、⑮高島佐賀藩炭坑、⑯長崎海軍伝習、⑰長崎製鉄所、⑱小曾根築地、⑲外国人居留地、⑳養生所、二十一野母崎方面、二十二矢上方面、二十三茂木方面、二十四時津方面、の遺跡群を認識します。

4. 長崎奉行所西役所等遺跡群の大範囲

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の大範囲について、人類以前の地球の自然(ジオサイト: geosite: …ジオサイトとは、ひとつの景観、地形グループ、単独の地形、岩石の露頭、化石床あるいは化石が存在する場のことである。…: Wikipedia「ジオツーリズム」最終更新 2017年11月5日(日) 06:28)、並びに、人類の日本地域への到達、先史時代、中世、近世、近代の地政上意義、又、中世の商業自治都市から江戸期の近世城下町への改編である、又、現代である、行為された、①地球創生、②人類以前の地球時代、③日本地域への人類の到達、④長崎地域の旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古代、⑤古代福田氏/中世肥前丹治比氏(戸町氏・永崎氏・大浦氏・矢上氏・時津氏・大串氏等)等遺跡群、⑥“都市長崎遺跡(八十町と唐人屋敷)”, ⑦近代の都市長崎、小曾根町西洋船大工街、炭礦舎、小曾修船場、三菱長崎造船所、⑧キリシタン、⑨長崎原子爆弾被爆、⑩現代の都市長崎遺跡、の遺跡群を認識します。

一. 長崎地域の浦上地区遺跡群について

私達 当会は、皆様に、長崎地域の浦上地区遺跡群について、以下、認識し提案し要望します。

1. 浦上天主堂西方隣接地公園(長崎市天主公園)について

(1) 契機

私達 当会は、2020年(令和2年)2月に入り、浦上天主堂西方隣接地公園(長崎市天主公園)について、長崎市中央総合事務所地域整備1課が統括する公共工事である公園整備開発行為による土地の形質の変更、即ち、土地の掘削と盛土等、を現地に於いて視認しました。

私達 当会は、当該地について、遺跡である、と理解します。

私達 当会は、当該地について、現状変更在先立ち、遺跡調査等としての発掘調査等が原則たり得る、と認識します。

私達 当会は、当該視認により、現状変更在先立ち遺跡調査等としての発掘調査等が実施されていない可能性がある、と認識します。

私達 当会は、2020年(令和2年)2月6日(木曜日)長崎県教育庁学芸文化課に電話等により口頭にて、当該事象を連絡し説明し、同年2月7日(金曜日)までに、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地に決定されていない(従って長崎県の遺跡地図に登載されていない)事、又、当該事象について長崎市文化観光部文化財課に確認中である旨、回答をいただきました。

(2) 私達 当会の 浦上天主堂西方隣接地公園(長崎市天主公園) への認識

私達 当会は、以下の事象により、当該地について、之を遺跡である、と理解し、同時に、現状変更在先立ち、遺跡調査等としての発掘調査等が原則たり得る、と認識します。

① 浦上天主堂の関連地である事

当該土地の性格について

i) 私達 当会は、当該土地が、元、浦上天主堂付きの田であった、と聞いています。

私達 当会は、江戸期から明治初期には、現浦上天主堂の地に屋敷のあった庄屋高谷氏の田であった可能性がある、と仮定します。

ii) 当該公園の隣接地の「里、中野郷会館」に隣接し、次の標記が掲示されています。

「里郷および中野郷財産区大正9年10月1日旧山里村が長崎市に編入される際先祖から継承され郷財産として所有していた貴重な財産である山林原野など89745平方メートルを昭和48年に長崎市の計画に基づく都市公園地として処分しその処分金を地域の小中学校の教育施設の整備拡張に資するためその費用を長崎市に寄附し教育の向上に功績を残した。また両財産区はその有するすべての財産をもってこの地に里、中野郷会館を建設することにより地域住民の福祉の増進に大きく貢献するものである。ここに里、中野郷会館の完成を記念し、記念碑を建立する。」

② 当該地が長崎原爆爆心より至近距離である事

i) 私達 当会は、当該地が長崎原爆被爆遺跡である、と認識します。

ii) 私達 当会は、当該地に長崎原爆被爆による遺骨が埋没している可能性がある、と認識します。

iii) 私達 当会は、当該地に長崎原爆被爆による遺骨が発見された場合、人類により、別途埋葬する、現地に於て展示する、追悼する、等の行為が可能である、と認識します。

③ 浦上地区全体に包含される土地として

本紙、2. 浦上地区全体、並びに、関連の土地や地域について、を御参照下さい。

④ 当該土地が、公有地であること。⇒ 私有権の設定がありません。

⑤ 当該開発工事が、公共工事であること。⇒ 地方公共団体間に於いて遺跡保全担当部門と開発工事担当部門の定期的な情報交換会議の設置等により開発計画の初期段階に於ける遺跡での開発計画の出現の把握と遺跡としての情報提供、計画的な(先行する)遺跡調査による現状保存を本来の姿とする遺跡保存と(後発の)開発行為との調整が比較的容易に可能です。(文化庁次長通知等)

⑥ 私達 当会は、当該の公共工事について、主として、行政による、行政上要件に由来する公益の実現の行為であり、同時に、計画上の緊急性は低い、と推測します。

⑦ 私達 当会は、遺跡たる事象について、公益であり、数理経済学者宇沢弘文氏が提唱する「社会的共通資本」たり得る、と理解します。

2. 浦上地区全体(浦上村ノ内山里庄屋懸り(馬込郷、里郷、平野、中野、本原、家野)、並びに、浦上村の内、川平郷、木場郷(三ツ山)等浦上川上流方面)、並びに、関連の土地や地域について

私達 当会は、以下の事象により、当該地について、之を遺跡である、と理解し、現状変更在先立ち、遺跡調査等としての発掘調査等が原則たり得る、と認識します。

(1) 浦上地区全体、並びに、関連の土地や地域の遺跡としての性格について

① 私達 当会は、浦上地区全体について、辻町の民有の畑地で石鏃が発見され、長崎市文化財課も之を確認した、と伝聞します。

私達 当会は、浦上地区全体一帯について、石器時代、縄文時代 以来の遺跡地である、と認識し得る、と仮定します。

② 私達 当会は、浦上天主堂の後背地である「本尾公園」について、中世の城跡の可能性があり、民間の調査にて土塁等の痕跡を確認した、と伝聞します。私達 当会は、本尾地区と西方等山麓地域について、中世の城館遺跡である、と認識し得る、と仮定します。

③ 私達 当会は、自ら切支丹であり、慶長八年(1603年)正月に伏見城で徳川家康から頭(代官)に確認任命される村山等安(家康は同時に四人の町年寄を確認任命する)が、家康への訴えにより、慶長十乙巳年七月から九月(1605年)寺沢大村有馬村山各方協議で決定した長崎換地により大村喜前より獲得した支配地(浦上村ノ内山里庄屋懸り(馬込郷、里郷、平野、中野、本原、家野)、浦上村ノ内洲庄屋懸り(寺野郷、竹久保郷、稲佐郷、水浦郷、西泊り郷、船津(浦)、立神郷、平戸小屋郷、瀬ノ脇浦、飽ノ浦郷、岩瀬道郷、木鉢郷、小瀬戸郷)、長崎村ノ内(河内郷、中川郷、馬場郷、西山郷、伊良林郷、夫婦川郷、片淵郷、木場郷、岩原郷、高野平郷、小島郷、十善寺郷、船津郷)ノ代地は浦上村之内古場村北村西村、家野村之内一邑、外目村全ク)について、例えば、浦上地区等、長崎の旧市街から切支丹が移住する、切支丹を維持する等、切支丹の重要拠点である、と認識し得る、と仮定します。

(大村喜前は長崎換地の後法華経に改宗する。元和五年一月二十九日(1619年3月15日)ドミニコ会管区代理フランシスコ・モラーレスと村山等安が逮捕される。元和五年十月二十六日(1619年1月31日)村山等安が江戸近郊の地で斬首される。)

④ 私達 当会は、浦上地区全体について、樫山、岩屋山、帆場岳等の伝承により、広域に諸関係を形成した切支丹の重要拠点である、と認識し得る、と仮定します。

⑤ 私達 当会は、浦上地区全体一帯について、浦上街道(時津街道:西坂から時津宿迄の約12km)に於いて平野宿を包含し、通交上の重要拠点である、と理解します。

⑥ 私達 当会は、現在の浦上天主堂の地は、江戸期から明治期に庄屋高谷氏の屋敷地である、と理解します。

⑦ 私達 当会は、浦上天主堂とその地について、先史時代より中世城館や近世庄屋敷等の重層的な可能性を包含する遺跡であり得る、と認識します。

⑧ 私達 当会は、浦上地区全体について、日本地域に於いて、日本地域の人類が、初めて、信教の自由を獲得した、直接の契機となった地域である、と歴史学上民俗学上の解釈を為し得る、と仮定します。

⑨ 私達 当会は、浦上地区全体について、辻町には「十字架山」が、石神町から浦上川一帯は「石神の石切り場」が、遺跡として認識し得る、と仮定します。

⑩ 私達 当会は、「石神の石切り場」等を運用した、浦上切支丹社会に於ける伝統的な石工集団が仮定できる、当該の石工集団は、関連遺跡(石垣等石造造形構造物)の作行と伝聞より、長崎旧市街の寺町一帯の石垣を形成した技術上の系譜を有する可能性がある、と理解し得る、と認識します。

⑪ 私達 当会は、浦上地区全体並びに旧市街の複数個所に浦上切支丹社会に於ける伝統的な石工集団の工作を仮定でき、「十字架山」並びに「石神の石切り場」等と共に、之を浦上切支丹社会に於ける伝統的な石工集団(又その工作)の遺跡として認識し得る、と仮定します。

⑫ 私達 当会は、浦上地区全体について、長崎原爆爆心より至近距離である事より、長崎原爆遺跡である、と認識し得る、と理解します。

⑬ 私達 当会は、1945年(昭和20年)11月23日長崎原爆被爆後浦上天主堂敷地西部の現信徒会館一帯の土地で行われたミサと合同葬(約1000人程が参集と伝聞)について、世界で最初の核被害に於ける集団的追悼であり、出来事として歴史上上の価値が極めて高い、と仮定し、当該地は文化財として学術上の価値が高い遺跡である、と認識します。広島では、被爆後の集団的な追悼について、広島市健康福祉局原爆被害対策部調査課により、1946年(昭和21年)8月5日の「平和復興市民大会」が確認されています。

⑭ 私達 当会は、①から⑬により、浦上地区全体並びに関連の土地と地域は、先史時代から近代と現代に至る、重層的で多様な関連性を有する遺跡と歴史と民俗の地区として、全体が濃密な空間を形成する遺跡である、と理解します。

⑮ 私達 当会は、当該遺跡が、浦上地域と長崎地域と九州地域と関西地域と日本地域とアジア地域と世界にとって、重要な遺跡である、と理解し、同時に、仮定します。

3. 私達 当会の提案と要望

(1) 浦上天主堂西方隣接地公園(長崎市天主公園)について

① 私達 当会は、皆様に、当該地について、直ちに、周知の埋蔵文化財包蔵地に決定すること、を提案し要望します。

② 私達 当会は、皆様に、当該地について、速やかに、当該の公共工事を中止し、発掘等遺跡の遺跡としての調査を実施すること、を提案し要望します。

③ 私達 当会は、皆様に、当該公園について、発掘等遺跡の遺跡としての調査の成果を活用し、遺跡公園としての性格付の下に計画を企画し、遺跡としての実態を顕現し、同時に、地域の市民公園、児童公園、又、国際的な交流の拠点としての性格と控えめな機能を付加し、改めて整備することを提案し要望します。

(2) 浦上地区全体(浦上村ノ内山里庄屋懸り(馬込郷、里郷、平野、中野、本原、家野)、並びに、浦上村の内、川平郷、木場郷(三ツ山)等浦上川上流方面)、並びに、関連の土地や地域について

① 私達 当会は、浦上地区全体、並びに、関連の土地と地域について、特定の宗教の枠組みを超越する、私達人類の遺跡として、世界的に、又、地域の生活の痕跡として、歴史上価値、並びに、学術上価値が高い、世界的な文化財である、と認識します。

② 私達 当会は、皆様に、本尾地域、浦上天主堂、十字架山、石神の石切り場等を含む浦上地区全体、並びに、樫山、岩屋山、帆場岳、浦上切支丹社会に於ける伝統的な石工集団遺跡等 関連の土地と地域について、速やかに、土地の所有者と住民の理解の元に、周知の埋蔵文化財包蔵地に決定すること、を提案し要望します。

③ 私達 当会は、浦上地区全体、並びに、関連の土地と地域に於ける、土地の所有者と住民の、周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定への理解の形成過程に於いて、私達人類が、遺跡に居住し活動する事実の認識と之を継続する作法とその動機が醸成される、と期待します。

④ 私達 当会は、皆様に、浦上地区全体、並びに、関連の土地と地域について、随時、計画的に、発掘等遺跡の遺跡としての調査を実施すること、を提案し要望します。

⑤ 私達 当会は、皆様に、浦上地区全体、並びに、関連の土地と地域について、様々な開発計画について、遺跡と開発の調整に於いて、遺跡の遺跡としての性格と空間等その実態を、現状保存し、同時に、回復すること、を提案し要望します。

⑥ 私達 当会は、皆様に、浦上地区全体、並びに、関連の土地と地域について、発掘等遺跡の遺跡としての調査の成果を活用し、遺跡としての性格の下に都市計画を企画し、遺跡としての実態を顕現し、同時に、人類の居住と活動、又、国際的な交流の地域としての性格と控えめな機能を付加し、近代の写真並びに他の資料より、当該地域の本来の姿であると理解し得る、田園都市としての態様を、計画的に整備し回復すること、を提案し要望します。

二. 長崎奉行所西役所等遺跡群の調査と活用について

私達 当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡群の調査と活用について、以下、提案し要望します。

1. 長崎奉行所西役所等遺跡群の調査について

- (1) 私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の調査について、私達 当会が、当該遺跡の中核区域と認識する、① 長崎奉行所西役所等遺跡、② サン・ペドロ教会(スペイン系のフィリピン由来の托鉢修道会と地域司祭の教会:旧外浦町)等遺跡(長崎奉行所西役所等遺跡の北東隣接地一帯)、③ 大波止遺跡、④ 長崎奉行所西役所等遺跡に関連する、即ち、隣接する、又は、一帯の築地遺跡、の遺跡としての発掘調査等調査を提案し要望します。
- (2) 私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の調査について、私達 当会が、当該遺跡の狭義の範囲と認識する、中世後期から江戸初期の地政上意義であり、行為された、① 長崎の岬の丘の上の、岬の教会及び広場一帯を中心とする要塞(石垣)と三ノ堀の内のローマ・カトリックと有馬氏と大村氏等日本人によって形成された西洋式の城塞都市(後に云う内町)の遺跡、② 大波止遺跡、③ 当該の西洋式の城塞都市(後に云う内町)に関連する、即ち、隣接する、又は、一帯の築地遺跡、の遺跡としての発掘調査等調査を提案し要望します。
- (3) 私達 当会は、本紙1-(1)、(2)について、遺跡の全ての範囲について、遺跡の現状保存を前提とする「活用のための発掘調査」を提案し要望します。
- (4) 私達 当会は、本紙1-(1)、(2)、(3)について、より上層の遺跡の現状保存を前提としつつ、より古い時代の遺跡、並びに、ジオサイト(geosite)としての実態、並びに、当該の人類の活動の様相を確認する為、徹底した、より下層の遺跡、地層の発掘調査を実施すること、を提案し要望します。

2. 長崎奉行所西役所等遺跡群の活用に関して

○ 長崎奉行所西役所等遺跡地一帯の歴史

当該地の歴史は、古来、当該の長崎の丘の全体、又は、当該地が、日本地域の民俗上の墓域、民俗上の信仰の拠点と聖域、アジア貿易の拠点、の可能性、又、中世後期から近世初期にかけて、ローマ・カトリックと有馬氏と大村氏等日本人によって形成された西洋式の城塞都市(後に云う内町)の中核域、最初の六町(島原町、大村町、外浦町、平戸町、文知町、横瀬浦町)と岬の教会(サン・パウロ教会、後にご上天のサンタ・マリア教会(被昇天の聖母の教会)を建築)、要塞(石垣)と三ノ堀の内の西洋式の城塞都市(後に云う内町)、糸割符宿老会所、高木作右衛門屋敷と五カ所町人屋敷、近世の江戸の御公儀(後に云う幕府)による長崎奉行所(西屋敷、高木作右衛門屋敷と五カ所町人屋敷数部分に拡張して東屋敷、後に東屋敷を立山に移転して長崎奉行所西役所、さらに東屋敷跡に船番屋敷十七軒)、幕末に長崎奉行所西役所に於ける長崎海軍伝習所の設置、当所にオランダ海軍二等軍医ボンベ・ファンメールデルフォールトによる医学伝習の開講、医学伝習は四十一日以内に園内の大村町の高島秋帆邸に移転、当地に医学伝習所の施設拡張整備、長崎会議所、長崎裁判所(後れて長崎裁判所に九州鎮撫長崎総督府設置)、長崎府、広運館、明治7年第二代県庁舎開庁、明治9年第三代県庁舎開庁、明治44年第四代県庁舎開庁、昭和28年(1953年)第五代県庁舎開庁、と重層的であり、且つ、様々な事象が輻輳しています。

(1) 長崎奉行所西役所等遺跡について (第一義、第二義)

- ① 私達 当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡について、第一義に、遺跡に現代の建物を建造することを避け、重層的で輻輳する歴史の限定された一部分と限定された解釈を顕現することを回避するために、建造物を建設しない広場による遺跡記念公園とすること、を提案し要望します。
- ② 私達 当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡について、第二義に、本紙1-(1)-①に記す遺跡記念公園に於いて、長崎奉行所西役所等とともに現存した可能性のある「森崎神社」の祠等について、存在や位置や様式等の実態が確認されることを契機として、之を、諏訪神社によって、再建すること、を提案し要望します。

(2) 長崎奉行所西役所等遺跡について (第三義)

私達 当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡について、第三義に、現在の当該地外周に顕在する石垣の様式に合致することを契機として、古写真や複数の平面図が伝来する長崎奉行所西役所について、特定の用途を付さない建築として、様式、建材等の考証を含め、限りなく、憶測の余地のない再建に類する再建を行うこと、を提案し要望します。

当該の提案と要望は、本紙1-(1)-②に記す「森崎神社」の祠等の再建を含みます。

私達 当会は、当該の建築物が、長崎地域に残存しない、大型の和様建築として、その様式を顕現する機能を有し、同時に、特定の用途を付さないことにより、官民の様々な用途に、運用可能である、と理解します。

(3) 長崎県警察本部跡地～日本生命ビル一帯について

私達 当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡に隣接する、長崎県警察本部跡地～日本生命ビル一帯について、本紙1を前提として、イエズス会、又は、カトリック教会によって、記念聖堂と哲学宗教歴史研究展示図書室拠点を設置し、同時に、一般に、訪問と参観を開放下さること、を提案し要望します。

私達 当会は、当該の施設が、一帯の遺跡地の性格のひとつを顕現する、と理解します。

(4) 高島秋帆本邸遺跡(現家庭裁判所簡易裁判所一帯)について

私達 当会は、皆様に、長崎奉行所西役所に、幕府により長崎海軍伝習所が設置され、当所にオランダ海軍二等軍医ボンベ・ファンメールデルフォールトと幕医の松本良順により医学伝習が開講され、医学伝習は四十一日以内に大村町の高島秋帆邸に移転、さらに、当地に医学伝習所の施設拡張整備を見た、当該地に(適宜、現家庭裁判所簡易裁判所と施設を共有するなどして)「国立長崎海軍伝習資料館」並びに「国立近代医学歴史資料館」を設置すること、を提案し要望します。

私達 当会は、当該の施設が、一帯の遺跡地の性格のひとつを顕現する、と理解します。

(5) 大波止遺跡について

私達 当会は、皆様に、大波止遺跡について、漸次、遺跡の全体の実態を把握する発掘等調査を実施し、遺跡の現状保存を前提に、大波止を遺跡として再建し、盛土等、遺跡の保持の措置を執った上で、整備し、長崎くんちの御旅所を、本来の当該の位置に復興し定置し、又、催事広場として活用すること、を提案し要望します。

私達 当会は、長崎くんちの庭先回りについて、切支丹の聖行列を映した可能性がある、と仮定します。

(「…一四一五年五月に長崎で行われた聖行列はアビラ・ヒロンの『日本王国記』に詳しいが、とりわけ五月二十日の記述は、きわめて生き生きとした描写で、その内容の信頼性は高い。高い理由は、アビラ・ヒロン自身がこの聖行列に参加して、詳細な行程を記述しているからである。「聖母マリアが寝布に包まれた台にのってその後を歩き、四本の燭台がその前に輝いていた。これとともにわれわれはおびたしいろくそくを手にして加わり、その後から大勢の同宿のバードレたちが掠いた。」そして、サン・ペドロ教会に近づき、通り過ぎる部分を抜き書きしてみよう。「本郷屋町 Hum Guya machi に入り、慈恵院の後をまわって通り出て、その入口を迂りぬけて島原 Ximabara 町を過ぎ、その後まっすぐに分知町 Bunchi machi に向かった。そしてサン・ペドロ天主堂の前の広場に出、小門から入って正門から出、外浦町 Fucauri machi に入った。サン・ペドロ天主堂では、祭礼服をつけた三人のバードレが待ちうけていて、行列の着く前に鎌を鳴らし拍手して迎えた。行列は外浦町から大村町 Omura machi に入った。」…」)

(6) 一帯の築地遺跡について

私達 当会は、皆様に、一帯の築地遺跡について、漸次、遺跡の全体の実態を把握する発掘等調査を実施し、遺跡を現状保存する措置を執った上で、例えば、大波止遺跡から出島対岸一帯を対象に、築地を遺跡として再建し、可能な範囲で植栽、例えば、嘗て、長崎市街の水路沿岸に植栽された柳、を施し、築地大波止遺跡記念緑地公園とすること、を提案し要望します。

(7) 出島遺跡について

私達 当会は、皆様に、出島遺跡の北岸について、億測の余地のない再建を行為し、同時に、出島遺跡の外周、又、大波止遺跡、築地遺跡の沿岸部、について、「長崎水辺の森公園」「水辺のプロムナード」一帯より、水路を整備し、導水すること、を提案し要望します。

私達 当会は、当該の施設が、長崎の丘の南西端部＝長崎奉行所西役所等遺跡からの、地域の海へ繋がる景観を形成し、一帯の遺跡地の性格の根源的な要素を顕現する、と理解します。

私達 当会は、同時に、出島遺跡周辺の水路面積の増加により、治水上の改善を期待します。

(8) 養生所/(長崎) 医学校等遺跡 (長崎市立佐古小学校跡地一帯) について

医学伝習、大村町の医学伝習所、並びに、養生所/長崎の医学校及び病院、は、長崎奉行所西役所を本拠とする幕府とオランダ政府による共同事業である長崎海軍伝習に於ける長崎奉行所西役所の一室でのオランダ海軍二等軍医ポンペ・ファンメルデルフォールの医学伝習の開講に始まりました。

私達 当会は、皆様に、養生所/(長崎) 医学校等遺跡について、遺跡の全体の実態を把握する発掘等調査を実施し、遺跡の現状保存と原状回復、又、之を前提とした億測の余地のない再建と遺跡の継承と整備と公開と活用を実現すること、を提案し要望します。

(9) 『長崎アーツセンター(Nagasaki Arts Senter) 構想』 (生活文化、並びに、一般市民の教養文化芸術の活動と発信の振興、長崎地域の遺跡活用を中心拠点：現在の長崎市桜町地区、即ち、現 長崎市役所、長崎市役所別館、長崎市議会、長崎県勤労福祉会館、長崎地区労働福祉会館、桜町市営駐車場、桜町公園、一帯の一体再開発による) 私達 当会は、皆様に、『長崎国際歴史文化都市構想』(2019年(平成31年)1月18日 金曜日 改訂5版：2020年(令和2年)2月16日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭)で提案している『長崎アーツセンター構想』について、桜町地区遺跡群に於ける遺跡保存を優先して、之を、第二義案に取り下げ、長崎水辺の森公園地区への発展案と変更し、一帯に於ける、抽象文化分野芸術との連携、活動の発展を期待します。

○ 当該地は、要塞(石垣)と三ノ堀の内のローマ・カトリックと有馬氏と大村氏等日本人によって形成された西洋式の城塞都市(後に云う内町)の遺跡の北東端部です。
① 『リベラル・アーツ』: リベラル・アーツ(英: liberal arts)とは、ギリシャ・ローマ時代に理想的な源流を持ち、ヨーロッパの大学制度において中世以降、19世紀後半や20世紀まで、「人が持つ必要がある技能(実践的な知識・学問)の基本」と見なされた自由七科のことである。具体的には文法学・修辞学、論理学の3学、および算術、幾何(幾何学、図形の学問)、天文学、音楽の4科のこと。…なおの本後の「藝術」という言葉はもともと、明治時代に欧米家の西風によってリベラル・アーツの訳語として造られたものである。…プラトンは…ところが、古代ギリシア社会においては…その後、ローマ時代の末期の5世紀後半から6世紀にかけて、7つの科目からなる「自由七科」(septem artes liberales)として正式に定着されるに至ったのである。…哲学はこの自由七科の上位に位置し、自由七科を統括すると考えられた。哲学はさらに神学の予備学として、論理的思考を教えるものとされる。この自由七科の構成は、キリスト教の理念に基づき教育内容を整えるため、ギリシャ・ローマ以来の諸学が集大成されたものと見ることもできる。…: Wikipedia「リベラル・アーツ」最終更新 2020年2月15日(土) 14:11

① 私達 当会は、皆様に、当該地一帯について、本紙1に記す調査を提案し要望します。

② 私達 当会は、皆様に、遺跡の調査と現状保存と活用を前提に、現 長崎市役所、長崎市役所別館、長崎市議会、長崎県勤労福祉会館、長崎地区労働福祉会館、桜町市営駐車場、桜町公園、を主体に一体の再開発を行為し、遺跡や公園の保存にゼロティを採用し、同時に、東に隣接する弥生近世近代町家遺跡である「魚の町遺跡」に、「弥生今組屋町中組屋町本大工町遺跡記念催事広場公園」を実現し、之と連動する、「国立人文科学芸術自然科学応用科学総合博物館、写真美術館、市民の劇場、一般に供用する各種の工房とスタジオ、会議場、複合的な各種和室、厨房、長崎県立図書館長崎本館、長崎公文書館、利用者無料駐車場、等の複合施設、仮称『長崎アーツセンター』」を形成すること、を提案し要望します。

私達 当会は、当該の提案と施設が、現代までに歴史的に形成された、当該地域一帯の長崎地域の人類の生活文化の拠点地域としての土地の利用の履歴の性格を継承し、次世代への生活文化、並びに、一般市民の教養文化芸術の活動と発信の拠点を提供して之を活性し、同時に、地域一帯への活気の波及効果を生起することを期待し、並びに、近隣の「長崎歴史文化博物館」等立山地区、並びに「長崎市立図書館」等と連携し、当該地域を中心に包含する、長崎旭町80町と関連する機能拠点地域の遺跡群、並びに、近隣の長崎奉行所西役所等遺跡群、の活用と活気の形成、長崎地域の生活文化、並びに、教養文化芸術の活動と発信の振興の中心拠点「司令塔」として機能すること、を期待します。

③ 私達 当会は、皆様に、弥生近世近代町家遺跡である「魚の町遺跡」に計画行為中の長崎市役所建物について、私達 当会が[政治経済機能の集約集積と効率追求][コンパクトシティへ向けた公共生活空間形成]の地区と提案し要望する「浦上川河口東岸域」の新市街再開発地区へ形成すること、を提案し要望します。

④ 『長崎音楽堂構想』 私達 当会は、皆様に、オペラ・ハウス/シンフォニー・ホール 両用施設(仮称)『長崎音楽堂』を、「長崎水辺の森公園」「水辺のプロムナード」一帯に形成すること、を提案し要望します。

⑤ 『長崎中央緑地計画構想』(都市長崎のバックボーン(backbone)の提示:都市拠点地域の連結と都市景観美観と環境配慮)
私達 当会は、皆様に、『立山地区「長崎歴史文化博物館」地区一帯ー「長崎城塞都市遺跡」(『長崎アーツセンター』ー「長崎市立図書館」ー長崎奉行所西役所等遺跡)ー築地遺跡ー出島遺跡ー長崎バンド遺跡ー「長崎水辺の森公園」ー「水辺のプロムナード」一帯ー小曾根家築地遺跡ー「小菅修船場遺跡」)並びにその間の地所を緑地化し、同時に、遊歩道、自転車道を整備し、連結すること、を提案し要望します。

⑥ 私達 当会は、皆様に、長崎地域について、a. 遺跡と歴史と生活文化の「旧市街と歴史的関連地域」『長崎アーツセンター構想』、b. 新市街形成[政治経済機能の集約集積と効率追求][コンパクトシティへ向けた公共生活空間形成]の浦上川河口東岸域、c. 抽象文化形成発信の「長崎水辺の森公園」「水辺のプロムナード」一帯;「長崎美術館」「オペラ・ハウス/シンフォニー・ホール」「長崎音楽堂構想」以上、三角「トライアングル」構造、さらに、d. 北部:浦上方面に「長崎原子爆弾被爆遺跡整備構想」、e. 南部:柳埠頭に第二バース設置とアジア資本による自由な開発型観光「長崎国際第二中華街構想」、の海岸河川沿岸の線「ライン」構造、又、f. 『長崎中央緑地計画構想』(都市長崎のバックボーンの提示)、即ち、輻輳する都市動線形成、連結しわかりやすい都市構造、徒歩、自転車、公共交通、自動車と複数の移動手段を併せた、都市への行為浸透性の誘導による活気と経済効果、又、g. 「長崎キリシタンの里構想」西洋式城塞都市、長崎地域の長崎奉行支配の内町、長崎代官支配の外町並びに(浦上村山里庄屋敷、浦上村蒲庄屋敷、長崎村)。大村領と佐賀領、長崎半島・彼杉半島・諫早方面、長崎県熊本県九州日本世界の各所の関連旧観と旧跡の調査と整備、事象の体系化によるネットワーク効果形成による人々と諸事象の交流の形成、を提案し要望しています。

(『長崎国際歴史文化都市構想』“日本開国”ー日本遺産・世界遺産へ向けて/求められる街の姿～街の“価値”の再生産、復興を越えて～水と石と土と緑と空～魅力ある街づくり) 2019年(平成31年)1月18日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭: 随時改訂: 参照下さい)

(9) 遺跡のネットワーク効果の形成と活用 (遺跡は、どこにでもあります。)

私達 当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡群の活用の際して、私達 当会が提案する、長崎奉行所西役所等遺跡群の中範囲、大範囲の遺跡の調査と保存と整備、歴史と情報の調査、その体系化と情報発信、又、世界の遺跡と歴史と情報の調査、その体系化と情報発信、によって様々な事象間に様々な関係性を形成し(遺跡のネットワーク効果の形成)、之を基盤とする人的並びに諸事象の交流の実現、を提案し要望します。

三. 長崎地域の桜町地区遺跡群について

私達当会は、皆様に、長崎地域の桜町地区遺跡群について、以下、認識し提案し要望します。

1. 長崎地域の桜町地区遺跡群の性格

(1) 私達当会は、当該の遺跡群について、石器時代遺跡、縄文時代遺跡、弥生時代遺跡、古代遺跡、中世遺跡、近世遺跡、近代遺跡、長崎原子爆弾被爆遺跡、現代遺跡、と想定します。

桜町遺跡では、過去の遺跡調査により、中世近世町家の遺跡のほか、1995年(平成7年:旧豊後町北側東部)13世紀の中国竜泉系青磁碗15世紀後半期の中国明代の染付碗(長崎県)、1996年(平成8年:豊後町北側西中部)16世紀末葉から17世紀中葉頃を主体とする中国東南アジア陶磁器、縄文時代と推察される集中した黒曜石片、1997年(平成9年:旧東町西側南部)16世紀末から17世紀の遺物、1998年(平成10年)～1999年(平成11年:旧東町西側北部)16世紀末期～19世紀中葉にかけての中国東南アジア日本の陶磁器又ドイツ・ライン陶器、土坑墓に中世十四世紀前後に埋葬と推定された女性の骨一具(下顎骨、上肢骨、下肢骨)、2001年(平成13年:旧引地町)国産の近世陶磁器を主体とする遺物、再堆積の可能性がある縄文時代の黒曜石製石鏃、剥片、碎片、弥生土器、寛文3年(1663年)の大火後、東西二段に分割されていた敷地が平坦に造成されたことが看取される痕跡、が検出されています。

(2) 都市長崎遺跡として

(古代中世の肥前丹治比氏長崎氏の根拠都市の機能地域としての長崎の丘-古来の墓域-東アジア交易港湾施設、中世近世の西洋式城塞都市、近世の長崎奉行在所の城下町-築地-長崎惣町八十箇町の内町-長崎奉行所西役所-日本開国の玄關-長崎海軍伝習-医学伝習、近代の市街-近代埋立造成と治水-長崎原子爆弾被爆遺跡-現代の市街)

私達当会は、当該の遺跡群について、中世末期から江戸初期までに、ローマ・カトリックと有馬氏と大村市と様々な日本人によって形成された、長崎の丘の脊梁の西洋式の城塞都市、即ち、要塞(石垣)と一ノ堀並びに大堀(一ノ堀)、二の堀、三ノ堀の内に形成する中世の自治都市、又、近世の長崎奉行在所の城下町、長崎惣町八十箇町のうち長崎奉行支配の「内町」(『寛永長崎港図』に見える)について、その南端に位置する外浦町の岬の教会と広場一帯、又、糸割符宿老会所～長崎奉行所～長崎奉行所西役所等に相対し、二の堀、三ノ堀に囲まれ、その北端を形成する処、重要遺跡である、と理解します。

※近世の明和年間(1764年-1772年11月)の『長崎惣町絵図』では、当該の長崎地域の桜町地区遺跡群について、以下、確認できます。

- ・現在の行政区画である桜町は、『長崎惣町絵図』では、小川町の南東部分、内中町、横町、引地町の北部、豊後町の北部、で構成されます。
- ・横町の、南に隣接して二ノ堀、北部に三ノ堀、が確認できます。
- ・横町の、東部に「籠屋舗(牢屋敷)、が確認できます。

① 肥前丹治比氏である長崎氏の根拠都市の機能地域としての長崎の丘

ア) 日本古来の民俗的な埋葬葬送の地としての遺跡

イ) 東アジア交易港湾施設としての遺跡

ウ) 長崎港や地域の象徴的な場所として-神社、祭祀等の遺跡

② 西洋式城塞都市として

ア) 二ノ堀(桜町南部に隣接)、三ノ堀(桜町北部)遺跡

中世近世の桜町は、南で二ノ堀に、北で三ノ堀により、西に中内町、東に引地町により区切られます。

イ) "土地の造形"(土地造成の遺跡)

大堀から二ノ堀、三ノ堀の地区にかけて、岬の教会から大堀の地域までの丘陵頂部の東西の広範囲の平坦な高石垣による規格的な土地造成が滅び、斜面に沿った小区画と一般的な石垣による非規格的な土地造成が散見されます。場合によっては、上部に石垣を基部に土羽を併用し平面に緩斜面や不整地を残存する土地造成があったと想定します。

③ 中世末期から近世初期の切支丹遺跡として

ア) サンフランシスコ教会(桜町東側東部:1611年(慶長16年)～1614年(慶長19年)『桜町遺跡2000年』長崎市埋蔵文化財調査協議会)遺跡

④ 近世の都市遺跡として

ア) 近世の「内町」の町家遺跡(元禄12(1699)年には、内町外町の区別は撤廃され、総町は長崎奉行の支配となった。『桜町遺跡1998年3月長崎市埋蔵文化財調査協議会』)

イ) 二ノ堀(桜町南部に隣接)、三ノ堀(桜町北部)遺跡

中世近世の桜町は、南で二ノ堀に、北で三ノ堀により、西に中内町、東に引地町により区切られます。二ノ堀が遺存し、三ノ堀が埋め立てられたようです。

ウ) 「町年寄 高嶋家」(桜町西側南部)遺跡

エ) 「籠屋舗」(牢屋敷)(桜町東側東部:サンフランシスコ教会跡:1620年(元和6年)～1882年(明治15年)『桜町遺跡2000年』長崎市埋蔵文化財調査協議会)遺跡

・天正年間-豊臣秀吉が(南)馬町(現在の長崎市諏訪神社下辺り)に囚獄を設置。

・1600年(慶長5年)-囚獄を(南)馬町から桜町に移転。(以上、Wikipedia『長崎刑務所』最終更新2020年2月13日(木)12:54)

⑤ 近代の都市遺跡として

ア) 長崎区役所-長崎市役所(桜町西側南部:町年寄 高嶋家跡一帯)遺跡

・1878年(明治11年)10月28日 長崎県、郡区町村編制法の公布により、従来の大小区制を廃止して長崎市街一円を長崎区とする。議政機関として区会が設けられ、執行機関として区役所を勝山小学校内に設置し、10.21 初代区長に家永恭種を任命。

・1878年(明治11年)11月20日 長崎区役所を開庁。

・1882年(明治15年)7月7日 初めて長崎区議会を開議、議長に西道仙が選任される。

・1884年(明治17年)4月- 桜町に区役所・戸長事務取扱所及び議事堂完成。(町年寄 高嶋家跡一帯)

・1884年(明治17年)5月1日 区役所・戸長事務取扱所及び議事堂の開庁式をあげ、5月4日から移転執務。

・1889年(明治22年)4月1日 長崎区に市制が施行され、長崎市が誕生。

・1889年(明治22年)8月9日 長崎市役所が開庁される。

・1889年(明治22年)8月10日開庁式を行う。(旧長崎区役所庁舎をそのまま引き継ぎ、市役所庁舎に当てられた)。

イ) 桜町四獄 (桜町東側東部: 籠屋舗(牢屋敷)跡: サンフランシスコ教会跡) 遺跡

- ・明治五壬申正月(1872年) 諸役所廻の牢屋の絵図の跡山町側の平番居宅の部分に「明治五壬申正月私下げ 地坪百八十七坪共」また総坪数七百四十四坪余の下に「内私下引正数五百五十七坪余」と明治維新以降の変化が赤字で書き込まれている。この絵図が明治になって役所で使用されていたことがわかる。(『長崎絵図帖の世界』P104)
- ・1874年(明治7年)4月-桜町四獄を長崎本監に改称。
- ・1876年(明治9年)1月-長崎監獄に改称。
- ・1882年(明治15年)-長崎片瀬に移転。(長崎監獄を、西南戦争に際して設置された片瀬の長崎軍医病院跡に移転。『長崎絵図帖の世界』P44 P104)
- ・1908年(明治41年)4月-旧北高条郡早村(諫早市野中町)に、五大監獄(千葉監獄・奈良監獄・金沢監獄・長崎監獄・鹿児島監獄)の一つとして開設。
- ・1922年(大正11年)10月-長崎刑務所に改称。(以上 Wikipedia『長崎刑務所』最終更新 2020年2月13日(木))
- ・1927年(昭和2年)9月に、長崎市松山町・岡町・横口町にまたがる雑木林を造成し新設された。(Wikipedia『長崎刑務所補上刑務支所跡』最終更新 2019年12月5日(木)22:05)
- ・1988年(昭和63年)4月-長崎刑務所、移転計画決定。
- ・1992年(平成4年)-現在地(諫早市小川町)に移転。(→旧刑務所を設計した山下啓次郎はジャズピアニスト山下洋輔の祖父。以上 Wikipedia『長崎刑務所』最終更新 2020年2月13日(木)12:54)
- ・2007年(平成19年)-旧長崎刑務所、一部(正門など)を残して解体。(Wikipedia『旧長崎刑務所』最終更新 2017年11月26日(日)04:56)

ウ) 長崎西彼杵郡役所 (桜町東側東部: 籠屋舗(牢屋敷)跡: サンフランシスコ教会跡) 遺跡

- ・1878年(明治11年)10月28日 長崎県で郡区町村編制法の施行により、西彼杵郡等が発足。郡役所が下長崎村に設置。
- ・1897年(明治30年)4月1日 郡制を施行。
- ・1923年(大正12年)4月1日 郡会が廃止。郡役所は存続。
- ・1926年(大正15年)7月1日 郡役所が廃止、以降は地域区分名称となる。

エ) 長崎税務監督局-長崎税務署 (桜町東側西北部) 遺跡

- ・1896年(明治29年) 全国に23の税務管理局と520の税務署が創設される。
- ・1902年(明治35年) 全国に18の税務監督局が設置され、税務署が513となる。(九州では、長崎税務監督局、熊本税務監督局、鹿児島税務監督局)
- ・1909年(明治42年)11月5日 長崎税務監督局(長崎・佐賀両県の税務署を指揮監督)、行政整理によって廃止され、熊本税務監督局に併合される。

オ) 長崎商業会議所-長崎商工会議所 (桜町1番地: 桜町東側北部: 籠屋舗(牢屋敷)跡北部: サンフランシスコ教会跡北部) 遺跡

- ・1879年(明治12年)10月1日 荻町107番地の松田商行において長崎商法会議所発足。
- ・1883年(明治16年)5月 政府は、区町村や運合区町村に商工会を設置することができる旨を布達。
- ・1883年(明治16年)12月 長崎商法会議所を改編し、長崎商工会を設立。事務所を桜町40番目に置く。
- ・1883年(明治26年)12月27日 農商務大臣後藤象二郎より長崎商業会議所設立認可指令下される。 商業会議所条例に基づき、長崎商工会を長崎商業会議所に改組。事務所を大村町(現在の万才町)の長崎貿易商業会所に置く。
- ・1903年(明治36年)4月 商業会議所法施行にともない、長崎商業会議所を改組。
- ・1919年(大正8年)11月15日 長崎商業会議所、大村町の長崎貿易商業会所から桜町1番地の元長崎税務監督局跡(当時長崎税務署: 桜町東側西北部)に移る。
- ・1920年(大正9年)8月 社屋の大改修工事に着手。
- ・1922年(大正11年)2月10日 社屋の大改修工事、第3期まで全部落成。
- (長崎商業会議所歴当該改組につき、その地所を東方、即ち、長崎西彼杵郡役所(籠屋舗(牢屋敷)跡: サンフランシスコ教会跡) 北部、へ盛土して拡張か)
- ・1928年(昭和3年)8月6日 昭和3年1月商工會議所法が施行、認可を申請。8月6日付をもって認可があり、長崎商業会議所を新法に基づき長崎商工会議所へ改組。
- ・1943年(昭和18年)9月6日 昭和18年3月商工經濟會法が公布、同年6月施行されて、同年9月6日長崎商工經濟會 発足。
- ・1943年(昭和18年)9月28日 長崎商工会議所を解散。

カ) 長崎原爆被災遺跡として

- ・1945年(昭和20年)8月9日 爆心地帯の火災に次いで正午過ぎ、旧市内で第2次火災が発生。旧市内の火災地帯では、主要官庁街の市役所と県庁を結ぶ高台が中心となったが、ここでは最大風速8mの現場風を生じて猛烈な火を、更に東側のがけ下の荻町・本下町から酒屋町・今泉町に延焼し、夜中にかけて約30分が全焼 この第2次火災で県庁・長崎地方裁判所・長崎区裁判所・同検察庁・本博多郵便局・市水道課(荻町)・長崎新聞社・日本勤業銀行長崎支店・長崎女子商業学校など次々に延焼し、火勢は長崎市庁舎に迫ったが、庁舎防衛の消火活動と風向きの一転によって、危うく延焼を免れた。
- ・旧桜町は、東側北部に強制疎開がある地、ほぼ長崎原爆被災による焼損を免れたと推定します。

⑥ 現代の都市遺跡として

ア) 桜町の立体交差「桜橋」(旧桜町、旧内中町、旧小川町の北部一帯を掘削破壊)

- ・1954年(昭和29年)3月26日 桜町の立体交差「桜橋」完成し、開通式を挙げる。

イ) 長崎市役所 (旧桜町西側南部: 町年寄 高橋家跡一帯 → 旧桜町西側北部: 町年寄 高橋家跡一帯)

- ・1958年(昭和33年)3月29日 午後8時35分ごろ 市議会事務局付近から出火、長崎市役所庁舎2階の大半を消失
- ・1959年(昭和34年)4月1日 長崎市制70周年・長崎市庁舎落成・開校389年記念式典を長崎市庁舎屋上で挙げる。(旧桜町の旧長崎市庁舎の北側一帯の強制疎開地)

ウ) 長崎商工会議所 (旧桜町東側北部: 西彼杵郡役所跡跡北部: 籠屋舗(牢屋敷)跡北部: サンフランシスコ教会跡北部)

- ・1946年(昭和21年)10月 社団法人日本商工會議所の発足。同年10月8日 社団法人長崎商工会議所の発足。
- ・1950年(昭和25年)3月 所屋の火災とその復旧。
- ・1950年(昭和25年)11月30日 昭和25年5月(社団法人)商工會議所法の制定施行により、同年11月30日に認可を受けて、社団法人長崎商工会議所を再発足。
- ・1954年(昭和29年)7月1日 昭和28年10月1日 新商工會議所法が施行、特殊法人長崎商工会議所へ改組発足。
- ・1963年(昭和38年)3月7日 国道34号線の拡張工事で、長崎商工会議所の取り壊し始まる。
- ・1964年(昭和39年)2月17日 長崎商工会議所、長崎駅前大黒町の「長崎交通産業ビル」を開設し、移転。
- ・1980年(昭和55年)12月 長崎商工会議所、桜町新所屋「長崎商工会館」竣工。
- ・1981年(昭和56年)1月 長崎商工会議所、桜町新所屋「長崎商工会館」落成式

エ) 長崎市庁舎別館 (旧桜町東側東部: 西彼杵郡役所跡跡: 長崎商業会議所-商工会議所跡東部: 籠屋舗(牢屋敷)跡: サンフランシスコ教会跡)

- ・1966年(昭和41年)1月21日長崎市庁舎別館落成。

オ) 長崎刑務所

- ・1988年(昭和63年)4月-長崎刑務所、移転計画決定。
- ・1992年(平成4年)-現在地(諫早市小川町)に移転。(→旧刑務所を設計した山下啓次郎はジャズピアニスト山下洋輔の祖父。以上 Wikipedia『長崎刑務所』最終更新 2020年2月13日(木)12:54)
- ・2007年(平成19年)-旧長崎刑務所、一部(正門など)を残して解体。(Wikipedia『旧長崎刑務所』最終更新 2017年11月26日(日)04:56)

2. 私達 当会の長崎地域の桜町地区遺跡群の現状への想定

(1) "土地の造形"(土地造成の遺跡)の現状への想定

私達 当会は、桜町地区の旧桜町の"土地の造形"(土地造成の遺跡)の現状について、近代に於いて、「長崎区役所-長崎市役所」の建築、「長崎税務監督局-長崎税務署-長崎商業会議所」の建築と土地造成があり、現代に於いて、1954年(昭和29年)桜町の立体交差「桜橋」の完成により、北部の一端が完全に掘削され、1959年(昭和34年)「長崎市役所本館」竣工、1966年(昭和41年)「長崎市役所別館」落成の建築があり、土地の形質の変更が想定できる。中央道路の西側並びに東側に、全体として、中世から近世にかけての西洋式城塞都市の市中としての"土地の造形"が、大略、遺存している、と想定します。

私達 当会は、旧桜町東側の"土地の造形"について、近世までの造形は、旧桜町東側西部が中央道標高を基準とする標高(高)に対し、旧桜町東側東部は東部道路標高を基準とする標高(低)であると推定する。1919年(大正8年)から1922年(大正11年)の旧桜町東側西部の元長崎税務監督局跡(当時長崎税務署)への長崎商業会議所の入居と改築に際して、桜町東側北部一帯に於いて、元長崎税務監督局敷地に連続して、東部への盛り土による建築地所の拡張があり、1966年(昭和41年)1月21日長崎市庁舎別館落成へ向けて、当該の盛り土部分の掘削があり、概略復旧した可能性がある、と想定します。

(2) 遺跡の現状への想定

私達 当会は、桜町地区の旧桜町の遺跡の現状について、一帯の、"土地の造形"(土地造成の遺跡)が、大略、遺存する、と想定する。本紙"1. 長崎地域の桜町地区遺跡群の性格"に記す、石器時代遺跡、縄文時代遺跡、弥生時代遺跡、古代遺跡、中世遺跡、近世遺跡、近代遺跡、長崎原子爆弾被爆遺跡、現代遺跡、都市長崎遺跡、が一定の密度を保持して遺存する可能性がある、と想定します。

3. 私達 当会の長崎地域の桜町地区遺跡群への認識

(1) 私達 当会は、長崎地域の桜町地区遺跡群について、以下、認識します。

① 私達 当会は、当該の遺跡群について、先史時代より今日まで、人類の活動が、広い時代に亘って重層し、様々に関連した活動により醸成した性格を保持する、豊かな遺跡群である、と認識します。

② 私達 当会は、当該の遺跡群について、都市長崎遺跡として、中世末期から江戸初期までに、ローマ・カトリックと有馬氏と大村市と様々な日本人によって形成された、長崎の丘の脊梁の西洋式の城塞都市、即ち、要害(石垣)と一ノ堀並びに大堀(一ノ堀)、二の堀、三ノ堀の内に形成する中世の自治都市。又、近世の長崎奉行在所の城下町、長崎惣町八十箇町のうち長崎奉行支配の「内町」(『寛永長崎港図』に見える)について、その南端に位置する外浦町の岬の教会と広場一帯、又、糸割符宿老会所~長崎奉行所~長崎奉行所西役所等に相対し、二の堀、三ノ堀に囲まれ、その北端を形成する。重要遺跡である、と認識します。

③ 私達 当会は、当該の遺跡群について、サンフランシスコ教会、籠屋敷(牢屋敷)、町年寄 高嶋家、等、日本地域に於ける人類の特異な活動を証する複数の遺跡を包含する。重要遺跡である、と認識します。

私達 当会は、桜町の牢屋敷について、(南)馬町四獄、又、桜馬場西坂両所の牢屋敷を、桜町屋敷地に囚獄屋敷を移した、とされ、又、大村の本小路に大村牢が作られた、とされ、桜馬場に牢屋が並存した可能性が指摘され、溜半が馬込郷(古溜)、浦上村がつく原の溜半(新溜)が造られ、長崎代官付属の牢屋が小島郷の高島秋帆旧邸の南に建設された、とされる。当該の桜町の牢屋敷は、明治以降の行政に継承され、桜町四獄となり、長崎本獄、長崎監獄に改称、長崎監獄を、西南戦争に際して片淵に設置された長崎軍団病院の跡に移転、1908年(明治41年)長崎監獄を、北高来郡諫早村に五大監獄のひとつとして開設、1922年(大正11年)長崎監獄を、長崎刑務所と改称、1927年(昭和2年)長崎刑務所浦上刑務支所を浦上地区の雑木林を造成して新設したとされ、1945年(昭和20年)8月9日長崎刑務所浦上刑務支所は、アメリカ軍による長崎原子爆弾投下後に被爆、1992年(平成4年)長崎刑務所を諫早市小川町に移転し、現在、之が、存続する、と理解します。

私達 当会は、当該の桜町の牢屋敷の存在について、江戸の御公儀(幕府)によって、江戸初期に、それまでの施設を集約整備され、後、同時代の図面史料も精密であり、当時の行政上の性格が推し測られ、且つ、近代現代の日本の行政機関としての監獄/刑務所に、近世初期より、連続して、直接に組織を継承する、唯一最古の明らかな発端である、と想定し得る。又、長崎地域に於いて、江戸幕府から明治政府への行政機構の推移が断絶ではなく連続的であることを示唆し、歴史上、且つ、学術上、極めて重要であり、同時に、希少である、と認識します。

④ 私達 当会は、当該の遺跡群について、近代の長崎市役所庁舎、長崎税務監督局-長崎税務署-長崎商業会議所-長崎商工会議所、現代の桜橋と立体交差、長崎市役所本館、長崎市役所別館、長崎市議会、桜町公園 等、を認識します。

私達 当会は、長崎地域の桜町地区遺跡群について、本紙3-(1)-①、②、③、④を同時に包含し、且つ、遺跡の存在と突態を補完し傍証する詳細な記録資料が複数現存し、一体として、希少であり、重要遺跡である、と認識します。

4. 私達 当会の皆様への長崎地域の桜町地区遺跡群についての提案と要望

(1) 遺跡の構想について

① 私達 当会は、皆様に、長崎の丘の脊梁を主たる"土地の造形"とする、ローマ・カトリックと有馬氏と大村市と様々な日本人によって形成された、西洋式の城塞都市の遺跡、又隣接する一帯、又近隣の関連地域について、本来の遺跡と歴史の関係の在り方に従い、漸次、踏査、資料調査より、発掘調査へと、漸次、計画的に、遺跡調査を実施し、その全体と個別遺跡の性格を明らかにしつつ、様々な開発との調整を行い、遺跡の現状保存を実施することにより、又は、徳測の余地のない再建によって、遺跡の全体を修復しつつ顕現すること、を提案し要望します。

② 私達 当会は、皆様に、当該の長崎地域の桜町地区遺跡群について、当該の西洋式の城塞都市の構成に於いて、南端を構成する岬の教会-糸割符宿老会所-長崎奉行所(西役所)等遺跡群と相対し、且つ、発展し拡張する市中の北端を構成する重要拠点と認識し、岬の教会-糸割符宿老会所-長崎奉行所(西役所)等遺跡群と同等の扱いにより、一体の遺跡の調査と保存と活用を形成すること、を提案し要望します。

(2) 長崎地域の桜町地区遺跡群の遺跡としての調査と保存と活用について

① 私達 当会は、皆様に、当該の長崎地域の桜町地区遺跡群について、現状保存することを提案し要望します。

② 私達 当会は、皆様に、当該の長崎地域の桜町地区遺跡群について、現状保存を前提とした活用のための発掘等遺跡調査を選択すること、を提案し要望します。

③ 私達 当会は、皆様に、当該の長崎地域の桜町地区遺跡群に関する現状保存を前提とした活用のための発掘等遺跡調査について、上層の遺跡の現状保存を前提として、より下層の遺跡を調査すること、を提案し要望します。

(3) 長崎地域の桜町地区遺跡群の土壌汚染の可能性と当該の調査について

私達 当会は、皆様に、当該の長崎地域の桜町地区遺跡群に関し、長崎区役所庁舎-長崎市役所庁舎、長崎商業会議所-長崎商工会議所、長崎市役所本館、長崎市役所別館、その他の過去の土地の利用について、土壌汚染、並びに、水質汚濁の由来、又、その有無の精査、又は、土壌汚染状況調査、を実施すること、を提案し要望します。

私達 当会は、皆様に、当該の土地の利用に関する、土壌汚染、並びに、水質汚濁の由来、又、その有無の精査、又は、土壌汚染状況調査、並びに、土壌汚染、並びに、水質汚濁の対策、並びに、当該の土地の遺跡の調査、保存、活用が、夫々、同時に、完全に両立する方法を選択すること、を提案し要望します。

(4) 第三者による調査指導委員会の設置と調査主体の連携

私達 当会は、皆様に、当該の長崎地域の桜町地区遺跡群に関する、遺跡の構想と現状保存を前提とした活用のための発掘等遺跡調査、並びに、土壌汚染、並びに、水質汚濁に関する調査と対策について、地上地下の建築物その他の建造物の解体と撤去、並びに、資料並びに発掘掘削等調査、対策に於いて、第三者による調査指導委員会を設置し、調査指導委員会と調査主体が情報交換し連携して、遺跡地の調査と活用と対策の方針と方法と行為と進捗とその管理を行うこと、を提案し要望します。

(5) 遺跡、並びに、土壌汚染、並びに、水質汚濁に関する調査、保存、活用、対策の過程の一般公開

私達 当会は、皆様に、当該の長崎地域の桜町地区遺跡群に関する、遺跡の構想と現状保存を前提とした活用のための発掘等遺跡調査、並びに、土壌汚染、並びに、水質汚濁に関する調査と対策について、地上地下の建築物その他の建造物の解体と撤去、並びに、資料並びに発掘掘削等調査、対策に於いて、遺跡地の調査と活用と対策の方針と方法と行為と進捗とその管理を、同時に、一般公開し、且つ、相互に情報交換すること、を提案し要望します。

5. 私達 当会の皆様への長崎地域の桜町地区遺跡群の保存と活用に関する提案と要望

私達 当会は、皆様に、遺跡の地に於いては、遺跡たる事象を優先して、様々な行為を認識すること、を提案し要望します。

私達 当会は、皆様に、当該の長崎地域の桜町地区遺跡群の保存と活用に関連して、以下の変更を、提案し要望します。

(1) 長崎市が計画する長崎市役所別館土地への公用車駐車場(約170台)建設について

① 私達 当会は、皆様に、長崎市魚の町遺跡を建設用地に、長崎市が計画し実施中の新しい長崎市役所庁舎の建設について、公用車駐車場設置を念頭に、比較的、広い用地面積を確保し、浦上川河口東岸域へ変更すること、例えば、MICE施設との合築、又は、三菱重工株式会社長崎造船所幸町工場地に於ける民間再開発地域に於ける用地確保と建築、又は、各種民間施設との合築を計画し実施すること、を提案し要望します。

② 私達 当会は、皆様に、長崎市魚の町遺跡を建設用地に、長崎市が計画し実施中の新しい長崎市役所庁舎の設計を変更し、公用車駐車場について、当該庁舎内に設置すること、を提案し要望します。

③ 私達 当会は、皆様に、当該の公用車駐車場について、現在の市営桜町駐車場を代用すること、を提案し要望します。

(2) 長崎市が計画する長崎市役所本館土地への文化芸術ホール建設について

私達 当会は、皆様に、当該の文化芸術ホールの建設について、私達 当会が、皆様に、『長崎国際歴史文化都市構想』(2019年(平成31年)1月18日 金曜日 改訂5版:2020年(令和2年)2月16日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭)で提案している『長崎アーツ・センター構想』について、桜町地区遺跡群に於ける遺跡保存を優先して、之を、第二義案に取り下げ、長崎水辺の森公園一水辺のプロムナード-長崎県美術館一帯に於ける、オペラ・ハウス-シンフォニー・ホール(仮称)『長崎音楽堂』の新設に施設共用すること、を提案し要望します。

6. 私達 当会が、皆様に、桜町で、提案し要望している『長崎アーツ・センター構想』について

私達 当会は、皆様に、『長崎国際歴史文化都市構想』(2019年(平成31年)1月18日 金曜日 改訂5版:2020年(令和2年)2月16日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭)で提案している『長崎アーツ・センター構想』について、桜町地区遺跡群に於ける遺跡保存を優先して、之を、第二義案に取り下げ、長崎水辺の森公園地区への発展案と変更し、一帯に於ける、抽象文化分野芸術との連携、活動の発展を期待します。

私達 当会は、私達人類の遺跡と歴史の真実について、之を、私達人類の存在の本源で在り得る、と認識します。

私達 当会は、遺跡と歴史の真実が、私達人類の遺跡の最大の活用となる、と認識します。

7. 私達 当会の遺跡群の調査と保存と活用への理解

(1) 遺跡の調査について

私達 当会は、遺跡の調査について、私達人類が、私達人類の活動の痕跡である、遺跡の突如と諸事象との諸関係とその性格を確認すること、と理解します。

(2) 遺跡の保存について

私達 当会は、遺跡の保存について、私達人類が、遺跡の損壊と損耗を免れる措置を執ること、その結果として、遺跡が損壊と損耗を免れること、と理解します。

(3) 遺跡の活用について

私達 当会は、遺跡の活用について、遺跡がそこに在ること、同時に、私達人類がその遺跡の存在を、意識し、認知し、認識すること、と理解します。

8. 参考資料

(1) 長崎惣町絵図 (長崎歴史文化博物館)

(2) 長崎市地番入分割圖 附 市内著名録 名所案内 發賣元 聖文社 長崎 大正八年七月十日 発行
27 東中町、小川町 26 櫻町、勝山町、八百屋町、内中町 21 袋町、今魚町、本大工町、引地町、酒屋町 (2) (長崎歴史文化博物館)

(3) 最新精密長崎市街地圖 昭和26年 (長崎歴史文化博物館)

(4) 長崎商工會議所 絵ハガキ(長崎) 158 01 (長崎歴史文化博物館)

(5) 長崎西彼村郡役所 絵ハガキ(長崎) 689 01 (長崎歴史文化博物館)

(6) 『長崎おもいで散歩 昭和30年代の街角』1994年10月12日 初版発行 2004年7月8日 4版発行 著者 真木満 発行者 真木雄司 発行所 有限会社 春光社

(7) 『長崎市史年表』昭和56年3月20日発行 編集 長崎市史年表編さん委員会 発行 長崎市役所 長崎市桜町2番22号 印刷 藤木博英社 長崎市万屋町5番13号

(8) 『桜町遺跡 オフィスビル建設に伴う埋蔵文化財発掘報告書 1998年3月 長崎市埋蔵文化財調査協議会』

(9) 『桜町遺跡 サンガーデン桜町マンション建設に伴う埋蔵文化財発掘報告書 2000年 長崎市埋蔵文化財調査協議会』2000年5月31日 発行 長崎市埋蔵文化財調査協議会

(10) 『アルバム長崎百年 華の長崎 秘蔵絵葉書コレクション』2005年2月25日 初版発行 編者 ブライアン・パークガフニ Brian Burke-Gaffney 発行人 松田皓一 編集人 堀憲昭 発行所 株式会社 長崎文献社

(11) 『復元! 江戸時代の長崎』2009(平成21)年8月30日 初版発行 編著者 布袋厚 発行所 株式会社 長崎文献社
P104-P105 第四章 絵図にみる町のうつりかわり 6 幻の内中町 秀吉の時代につくられた町の運命
P128-P129 第五章 長崎の名所・旧跡 いま・昔 7 そこに拷問所があった いまの長崎市役所別館は「桜町牢屋」の跡

(12) 『長崎惣町復元図』2009(平成21)年8月30日 初版発行 2012年2月20日 第3番発行 編著者 布袋厚 発行所 株式会社 長崎文献社

(13) 『中世長崎の基礎的研究』2011年12月11日 発行 著者 外山幹夫 発行者 田中大 発行所 有限会社 思文閣出版

(14) 『一米軍撮影- 長崎被爆後 被爆70周年に問う「戦争と平和」』発行日 2015年(平成27)7月30日 初版第一刷
編著 長崎文献社 発行人 柴田義孝 編集人 堀憲昭 発行所 株式会社 長崎文献社
P38-P39 原爆投下前の長崎市の航空写真 P40-P41 原爆投下後の長崎市の航空写真

(15) 『長崎絵図帖の世界』発行日 初版 2018年5月20日 著者 大井昇 発行人 片山仁志 編集人 堀憲昭 発行所 株式会社 長崎文献社

四. 養生所/(長崎)医学校等遺跡(“佐古の丘の地形”、“中核区域”、“運用区域”、“関連区域”)について

(ア) 私達当会は、当該遺跡地の“中核区域”内に於いて、遺跡を掘削して行、長崎市立仁田佐古小学校建設、並びに、外周道路拡幅建設の計画の実施が進行する状況を勘案し、以下、A. B. C. D. E. 各案を例示します。

A. B. C. 案は、長崎市立仁田佐古小学校について、当初検討の複数の建設用地候補地等の、当該遺跡地以外地への設置を前提とします。

私達当会は、A案について、原体である遺跡(非意図)、B. C. 案について、原体である遺跡を基盤とする、芸術(アート:意図)としての変奏、又は変奏の付加、と理解し得ると理解します。E案は、A. B. C. D. 各案に附随させます。

私達当会は、A. B. C. E. 案を採択して、之を、皆様に、提案し要望します。

A. 建設途中の小学校施設建物並びに外周道路の新築構造物の撤去、当該遺跡の中核区域(建物敷地と外周道路等)の遺跡の全域の調査、現状保存、原状回復、遺跡としての外周道路—土地建物通路の石造基礎構造物又は敷設物、並びに、甲種長崎医学校講堂建物の再建、保全と継承と活用。【遺跡としての、空間の造形とその構造物、並びに、一部の建物再建】

B. 建設途中の小学校施設建物の途次の状態、並びに、遺跡再建を優先する一部破壊又撤去の状態の現状保存、補強改修、関連する教育研修、宿泊、展示説明施設、応接等への転用供用、外周道路の新築構造物の撤去、並びに、当該遺跡の中核区域(建物敷地と外周道路等)の全域の調査、現状保存、原状回復、遺跡としての外周道路—土地建物通路の石造基礎構造物又は敷設物—甲種医学校講堂建物の再建、保全と継承と活用。【芸術且つ遺跡(アート:意図、且つ、その経緯としての痕跡)としての完成しない建築物、原体である遺跡としての、空間の造形とその構造物、並びに、一部の建物再建】

C. 建設完了の小学校施設建物の完成の状態、並びに、遺跡再建を優先する一部破壊又撤去の状態の現状保存、補強改修、関連する教育研修、宿泊、展示説明施設、応接等への転用供用、外周道路の新築構造物の撤去、並びに、当該遺跡の中核区域(建物敷地と外周道路等)の全域の調査、現状保存、原状回復、遺跡としての外周道路—土地建物通路の石造基礎構造物又は敷設物—甲種医学校講堂建物の再建、保全と継承と活用。【芸術且つ遺跡(アート:意図、且つ、その経緯としての痕跡)としての破壊される建築物、原体である遺跡としての、空間の造形とその構造物、並びに、一部の建物再建】

D. 長崎市立仁田佐古小学校について、長崎市の現在計画による建物等主要施設の建設と当該小学校の運営、当該小学校付帯設備施工による遺跡破壊の防止、外周道路計画の廃止、並びに、旧学校敷地内の建物等主要施設の残余の土地、並びに、外周道路の土地での遺跡の再建。

E. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の“運用区域”(病院西側)、及び、“関連区域”(大徳寺境内並びに庫裏、大楠社の一帯)、ポンペ・ファン・メールデルフォールトの養生所/精待館たる近代西洋病院の要件を具現する“佐古の丘の地形”(佐古—仁田頭の丘、周辺一帯)、並びに、寄合町西南部の「佐古入口」より、後の養生所/精待館一帯を通り、北の「大村領」に至る旧道に於いて、遺跡の遺跡としての認知、確認、現状保存、活用、整備、公開、継承を実現する。

同時に、当該遺跡地の範囲について、文化財保護法による「周知の埋蔵文化財包蔵地」に決定する。

(イ) 養生所/(長崎)医学校等遺跡中核区域北部一帯遺跡について

i) 長崎医学校等正門両翼石垣等石垣

私達当会は、皆様に、長崎医学校等正門両翼石垣等石垣について、一連の養生所/(長崎)医学校等遺跡の調査、保存、活用の要望の初期に、当該小学校建設の理事者に、当該遺構の歴史と当該遺構の性格に関する情報を提供し説明して現状保存を要望し、同時に、当該小学校建設の理事者より、「当該石垣に隣接する市道西小島稲田町1号線の北部については、所定の道路幅(2.7m)を確保できている為道路拡幅の必要と予定が無いことより、当該石垣も現状を変更しないことになっている」と回答があり、その後も、皆様に、詳細な遺跡としての情報提供を為し、現状保存の提案と要望を行ってきた処です。

私達当会は、2019年(平成31年)4月の理事者との打合せに於いて、理事者より敷地全体図面の提示があり、当該図面に当該石垣の掘削の可能性を検知し、計画を確認した処、掘削の予定が判明し、改めて、2019年(令和元年)6月以降、皆様に、別途、理事者に説明し、要望書を提出し、また、定例議会に際して議会議長への陳情書にて、現状保存の提案と要望を明らかにしてきました。

私達当会は、長崎医学校等正門両翼石垣等石垣について、その変遷が提示できる遺跡の実態の現状保存、又、原状回復、又、遺跡としての活用を提案し、要望します。

ii) 長崎医学校等敷地東部に於ける外周道路拡幅工事で発見した敷地境界一帯遺跡

私達当会は、皆様に、a. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域の北東部に位置する、2018年(平成30年)1月迄の試掘/発掘調査で検出された、旧長崎市立佐古小学校北部敷地屋外運動場東部に於ける長崎医学校等遺構又敷地境界線遺跡と想定し得る長崎医学校等北寄宿舍等建物敷地東突端部敷地及び当該敷地境界線南面法面遺構及び隣接する長崎医学校等敷地外周道路遺構等遺跡について、b. 2019年(令和元年)6月18日 火曜日 長崎市中央総合事務所地域整備二課が、市道西小島2号線北部に関する旧長崎市立佐古小学校北部敷地屋外運動場東部に於ける外周道路拡幅工事中に確認し、2019年(令和元年)6月19日 水曜日 夕刻、私達当会が、確認した、長崎医学校等遺構又敷地境界線遺跡と想定し得る長崎医学校等敷地北部東突端部域の、石垣(石積)及びコンクリート及び陶管等により構成される複数の構造物によるV字型の遺構、について、2019年(令和元年)5月以降、理事者の皆様へ説明し、各々別途作成の要望書を提出し、また、定例議会に際して議会議長への陳情書にて、現状保存の措置を執ることを提案し要望しています。

私達当会は、当該 a. 及び、当該 b. の両遺構は、連続する遺構であると推定します。

私達当会は、当該 a. 及び、当該 b. の両遺構について、一体の遺跡として、遺跡の実態の現状保存、又、原状回復、又、遺跡としての活用を提案し、要望します。

X. その他

1. 私達 当会は、公共について、“皆が関わる他者”であり、同時代の人類の各個への便益の還元(又は、その総体)というより、未来の人類への社会的共通資本への投資への選択である、と認識します。
2. 私達 当会は、人類の様々な“分断”が形成する人類の不幸に関して、人類の、公共、即ち、“皆が関わる他者”、例えば、風土、又風土の再生、文化、遺跡、人類の歴史の理解、現代の文明の完成(私達 当会は、現代の文明について、持続可能(sustainable: サステイナブル)な社会が達成されていないとすれば、現代の文明は未完成である、と認識します。)の保存、継承、形成、への参加が、人類の様々な“分断”を緩和する、と仮定します。
3. 私達 当会は、皆様に、遺跡への行為について、遺跡の現状保存と継承、例えば、遺跡の発掘調査に関し、開発行為等による破壊を前提とした、遺跡を破壊しつつ行う「記録保存」を止め、遺跡を保存しつつ行う「活用のための調査」を選択し、之を前提とした開発行為を選択すること、を提案し要望します。
4. 私達 当会は、皆様に、既に、破壊され、滅失し、失われた遺跡を、私達 人類の活動空間に於いて、長期計画により、再建することを提案し要望します。
5. 私達 当会は、皆様に、本紙の記載について(長崎奉行所西役所等遺跡群、養生所/(長崎)医学校等遺跡と共に)、具体的な、遺跡の遺跡としての位置付け、認知、調査確認、現状保存、原状回復、活用、整備、公開、継承 を行為すること、を提案し要望します。
6. 私達 当会は、皆様に、本紙の記載について(長崎奉行所西役所等遺跡群、養生所/(長崎)医学校等遺跡と共に)、長崎県が策定を検討する「大綱」に於いて、具体的な、遺跡の遺跡としての位置付け、認知、調査確認、現状保存、原状回復、活用、整備、公開、継承、またその計画 について、記載することを提案し要望します。
7. 国公立大学高校中学校小学校の講堂並びに体育館等施設の一般利用への開放

私達 当会は、皆様に、私達 人類、就中、一般の国民県民市民の文化芸術活動の為に、国公立学校の講堂並びに体育館等施設を一般利用へ速やかに開放を拡張すること、を提案します。

私達 当会は、① 発表展示修練創作活動の場一空間の拡大、② 活動の活性化、③ 広い地域に於ける活動利便の向上、④ 活動の裾野の拡大、⑤ 教育効果高度化、に対する即時的効果を期待します。

8. 私達 当会は、当会より、過去に、皆様に申し入れた事項、並びに、皆様との“見解の相違”に係る事項、並びに、当該の陳情の詳細に係る事項について、継続的定期的な対話を提案し要望します。

私達 当会は、当該の対話に関する現状について、途中で中断している、と理解します。

9. 不確実な行為の選択の拡散に繋がる 遺跡への言説 について

私達 当会は、長崎地域に於いて、事象、例えば、遺跡について、わからない(それがそうか確証が得られない)から保存しなくてよい(破壊してよい)、との旨の言説の複数即ち流布のある処、当該言説について、論理的でないか、又は、論理に自己矛盾があるか、論理に飛躍があるか、又は、非科学的な態度であり、より不確実な行為の選択の拡散蔓延に繋がる、と理解し、一方、わからない(それがそうか確証が得られない)から処置(破壊、廃棄、移動、言及、その他)できない、との概念について、例えば、お医者様におかれましては、わからないので検査しましょう、又は、様子を見ましょう(もう少し分かってから処置する)と行為されると理解し得る処、後者が、論理的であり、論理に整合があり、論理に飛躍がなく、科学的な態度であり、より確実な行為の選択の拡張伸張に繋がる、と理解します。私達 当会は、皆様に、人類の世界に於いて、例えば、遺跡について、わからない(それがそうか確証が得られない)から保存しなくてよい(破壊してよい)、等の、論理的でないか、又は、論理に自己矛盾があるか、論理に飛躍があるか、又は、非科学的な態度であり、より不確実な行為の選択の蔓延に繋がる、と考え得る言説又はその流布を、停止し消滅するよう、監視しその行為することを、提案し要望します。

10. 当該の書面(陳情書、又、要望書、並びに、各その添付資料)について

私達 当会は、私達 当会が、提出者即ち作成者並びに名宛人を明記して、皆様に宛てて提出する、陳情書並びに添付資料、又、要望書並びに添付資料について、之が、陳情書、又、要望書である処、同時に、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」であり、即ち、思想、感情(又、概念、発見)を、作成者(弊会並びに代表記名の個人)の個性により創作的に、記し、構成して、一体として、表現したものであり、著作物である、と認識します。(単なるデータ、表現される以前のアイデア等、単なる模倣、工業製品等ではありません)

私達 当会は、皆様に、当該の陳情書並びに添付資料、又、要望書並びに添付資料について、皆様の運用過程に於ける、変更、切除、宛先の変更、書面の寸断、その他の、著作者の意図に反する、意図的な改変のないよう、お願い申し上げます。

私達 当会は、皆様に、以下の事象について、① 本事項への個別の具体的な回答又は説明、対話、② 遡及して著作者の意図の回復、③ 今後の再発の回避、を要望します。

(1) 当会より、過去に、長崎市に提出した、長崎市長を筆頭の名宛人とする長崎地域の遺跡に関する要望書に対する、長崎市理事者の運用について

a. 私達 当会は、2019年(令和元年)7月1日 月曜日に長崎市長を筆頭の名宛人として長崎市秘書課に『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する要望書 VII』『長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する要望書 III』の二件の要望書を提出した後、2019年(令和元年)7月4日 水曜日以降、当該要望書について、長崎市文化観光部文化財課より、当該要望書に弊会が関係者として名宛人として併記した長崎市文化財審議会長に、送達又情報共有されていない事がわかりました。

b. 私達 当会は、過去に、複数件、長崎市長を筆頭の名宛人とする長崎地域の遺跡に関する要望書について、長崎市文化観光部文化財課より、当該要望書に弊会が関係者として名宛人として併記した長崎市文化財審議会長に、送達又情報共有されていない事がわかりました。

c. 私達 当会は、本件につき、長崎市文化観光部文化財課長に当該の要望を行った後、2019年(令和元年)7月9日 月曜日以降、長崎市秘書広報部広報広聴課に、複数回、連絡し当該の要望をお伝えしています。

d. 私達 当会は、本件につき、長崎市議会事務局に問合せ、長崎市長等宛要望書に関する担当理事者より当該名宛人への送達に於いて、弊会より議会議長宛てに提出した陳情書の市長部局へのデータ送達のデータについて、両社がほぼ同じ内容の為、担当理事者に、当該のデータ送達を以って書面送達の代替とする提案をしたい、との旨、了解を得て、2020年(令和2年)1月9日 木曜日 長崎市秘書広報部広報広聴課に連絡し、当該の経緯と長崎市文化観光部文化財課長宛の要望を、お伝えしています。

e. 以上、複数回、長崎市秘書広報部広報広聴課に、担当理事者よりの回示を問い合わせる処、当該の回示が得られません。

f. 私達 当会は、本件につき、『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 X III(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 2019年(令和元年)9月6日 金曜日 長崎市議会議長 佐藤正洋 様』『長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する要望書 IV』に記載し、以降、複数回、関係陳情書に記載し、関係する長崎市議会常任委員会で審議されています。

g. 長崎市の理事者の皆様におかれましては、当件に付、速やかに、長崎市秘書広報部広報広聴課様を經由して御回答御説明いただけますようお願い申し上げます。

私達 当会は、長崎市の理事者の皆様に、本件につき、以下の通り要望します。

i) 私達 当会は、皆様に、長崎市長並びに弊会が関係者として記す名宛人様が、送達又はその他の手段により情報共有することを要望します。

ii) 私達 当会は、皆様に、過去に、長崎市長を筆頭の名宛人として長崎市に提出した要望書のうち、弊会が関係者として名宛人に併記する長崎市文化財審議会長に送達又情報共有されていない複数の当該の要望書について、速やかに長崎市文化財審議会長に送達又はその他の手段により情報共有すること、を要望します。

iii) 私達 当会は、皆様に、今後、長崎市長を筆頭の名宛人として長崎市に提出した要望書に連ねて記した当該関係の名宛人に対する、送達又情報共有が欠落することのないこと、を要望します。

(2) 当会より、過去に、長崎市議会(事務局)に提出した、長崎市議会長を名宛人とする長崎地域の遺跡に関する陳情書に対する、長崎市議会の運用について

a. 私達 当会は、過去に、長崎市議会事務局の担当者と、一連の長崎市議会議長への陳情書について、陳情書の本文について、全議員に配布する、添付資料について、審査する常任委員会の委員の議員諸氏、報道関係者に配布し、傍聴各席の閲覧資料に設置する旨、相互確認していました。

b. 私達 当会は、長崎市2019年(令和元年)9月以降、当会より、最近の、過去に、長崎市議会(事務局)に提出した、長崎市議会長を名宛人とする長崎地域の遺跡に関する陳情書について、陳情書の添付資料について、当該陳情書を審査する、長崎市議会常任委員会の議員諸氏、報道関係者への配布、当該審査の傍聴各席の閲覧資料にの設置に対して、配布及び設置のなかったこと、がわかりました。

c. 私達 当会は、『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 XⅢ(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 2019年(令和元年)9月6日 金曜日 長崎市議会議長 佐藤正洋 様』『長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する要望書 IV(サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等) 2019年(令和元年)9月6日 金曜日 長崎市議会議長 佐藤正洋 様』の当該の各陳情書の添付資料について、当該陳情書の長崎市議会の常任委員会の審査の終了後、長崎市議会事務局への確認で、長崎市議会常任委員会の議員諸氏に於いて、長崎市議会事務局より当該委員会の委員の議員諸氏に、当該陳情書に添付資料があり、長崎市議会事務局を通して閲覧可能との告知を行ったが、誰も当該陳情書の閲覧がなかったこと、がわかりました。

d. 私達 当会は、本件について、長崎市議会事務局に連絡して相談し、続いて、『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 XⅣ(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 V(サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等) 2019年(令和元年)12月2日月曜日 長崎市議会議長 佐藤正洋 様』に記載し、要望し、関係する長崎市議会常任委員会で審議されましたが、事態の改善はありませんでした。

e. 私達 当会は、皆様に、本件について、本項冒頭の趣旨を御理解いただき、本項 a. の措置を回復頂けますよう、提案し要望し、お願い申し上げます。

私達当会は、長崎市議会の皆様並びに長崎市の関係者の皆様に、本件につき、以下の通り要望します。

i) 私達当会は、皆様に、長崎市議会の陳情書審査に臨んで、長崎市議会の陳情書審査に参加する皆様が、当該陳情書の全体を情報共有すること、その為の措置を執ること、を要望します。

私達 当会は、皆様に、長崎市議会議長への陳情書について、陳情書の本文について、全議員に配布する、添付資料について、審査する常任委員会の委員の議員諸氏、報道関係者に配布し、傍聴各席の閲覧資料に設置する、ことを要望します。

ii) 私達 当会は、皆様に、当会より、過去に、長崎市議会(事務局)に提出した、長崎市議会長を名宛人とする長崎地域の遺跡に関する陳情書のうち、陳情書の添付資料について、当該陳情書を審査に関する、長崎市議会常任委員会の議員諸氏、報道関係者への配布、当該審査の傍聴各席の閲覧資料への設置に対して、配布及び設置のなかった、当該の添付資料について、当該の委員会の議員諸氏、報道関係者、傍聴人、即ち、当該委員会審査の参加者に、当該の既にインターネットに公開された陳情書の添付資料の閲覧を促す措置を執ること、を要望します。

iii) 私達当会は、皆様に、今後、長崎市議会の陳情書審査に臨んで、当該の長崎市議会の陳情書審査に参加する皆様への当該陳情書の全体を情報共有する措置について、欠落のないこと、を要望します。

XI. 添付資料

私達 当会は、次に掲げる添付資料を、本陳情書の第二章として提示します。どうぞ、御一読下さいますようお願い申し上げます。

1. 『遺跡について』 ー養生所/(長崎)医学校等遺跡 並びに 長崎奉行所西役所等遺跡群 の保存と活用よりー
2020年(令和2年)2月28日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

以上